

資 料 編

〔目 次〕

〔防災関係機関等〕	1
○防災関係機関連絡先一覧.....	1
○中央市防災会議委員名簿一覧.....	4
○中央市上水道給水装置工事事業者一覧	5
○中央市内にある甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧	6
○中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧	7
○中央市下水道排水設備指定工事店一覧	8
○事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	12
○し尿・浄化槽汚泥処理業許可業者一覧	13
〔救援施設等〕	14
○指定避難場所一覧.....	14
○関係医療機関一覧.....	19
○浸水想定区域要配慮者関連施設一覧	26
○飛行場外離着陸場一覧.....	28
○ヘリコプター主要発着場一覧.....	28
○自衛隊宿泊予定施設一覧.....	28
○災害備蓄品一覧.....	29
〔応援協定等〕	50
○協定締結一覧表.....	50
〔通信施設〕	55
○市内無線局一覧.....	55
〔消防関係〕	56
○消防力の現況.....	56
○消防防災施設等整備計画.....	59
○応急給水用施設・資機材保有数	60
○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等	60
○液化石油ガス貯蔵タンク施設.....	60
〔水防関係〕	61
○河川水位観測所一覧.....	61
〔災害危険箇所〕	62
○急傾斜地危険区域一覧.....	62
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	63
○山地災害危険地一覧.....	64
○農業用ため池一覧.....	64

〔地区防災計画策定状況〕	65
○地区防災計画策定状況一覧.....	65
〔文化財〕	66
○指定文化財一覧.....	66
〔条例等〕	68
○中央市防災会議条例.....	68
○中央市災害対策本部条例.....	70
○中央市地震災害警戒本部条例.....	71
○中央市水防協議会条例.....	72
○中央市コミュニティ防災センター条例	73
○中央市防災公園条例.....	75
○中央市消防団の設置等に関する条例	77
○中央市消防団の組織等に関する規則	78
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	83
〔様式〕	91
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	91
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	96
○各種救助に係る様式.....	101
○自衛隊災害派遣要請依頼書.....	123
○消防防災航空隊出場要請書.....	124
○県指定に基づく被害報告様式.....	125
〔参考資料〕	131
○山梨県地震被害想定調査概要版（令和5年5月）	131

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中央市役所	中央市白井阿原301-1	055-274-1111	055-274-7130
〃 玉穂支所	〃 成島2266	055-274-1119	055-274-1129
〃 豊富支所	〃 大鳥居3866	055-269-2211	055-269-2413
中央市コミュニティ防災センター	〃 布施1555-1	055-274-8519	(危機管理課)

2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1590	055-223-1429
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3051, 3057	0551-23-3012
中北建設事務所	甲府市貢川2-1-8	055-224-1660	055-224-1675
中北保健福祉事務所(中北保健所)	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3443	0551-23-3075
中北農務事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3077	0551-23-3080
中北林務環境事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3087	0551-23-3097
中北教育事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3006	0551-23-3020
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1741	055-223-1744
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055-273-1048	055-273-9457

3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8884	055-252-8891
甲府地方気象台	〃 飯田4-7-29	055-222-9101	055-222-3784
関東農政局(山梨県拠点)	〃 丸の内1-1-18 甲府合同庁舎10階	055-254-6055	055-254-6008
関東財務局(甲府財務事務所)	〃 丸の内1-1-18 甲府合同庁舎8階	055-253-2261	055-253-3310
山梨労働局(甲府労働基準監督署)	〃 下飯田2-5-51	055-224-5617	055-224-5618
関東運輸局(山梨運輸支局)	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880	055-263-1418
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1790	03-6238-1629

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼 1-12-13	055-231-4511	055-222-9990
(株)NTTドコモCS山梨支店	〃 丸の内 2-31-3	055-236-1251	—
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	〃 丸の内 1-10-7	0120-995-007	—
東京ガス山梨(株)	〃 北口 3-1-12	055-253-1341	055-253-1359
東海旅客鉄道(株)東花輪駅	中央市東花輪888	—	—
〃 小井川駅	〃 上三條295-2	—	—
田富郵便局	〃 白井阿原270-1	0570-007-960	—
田富花輪郵便局	〃 西花輪4582-1	055-274-3123	—
田富流通団地郵便局	〃 山之神流通団地 2-1-1	055-273-3511	—
玉穂下河東簡易郵便局	〃 下河東3052-23	055-273-6228	—
豊富郵便局	〃 大鳥居3644-8	055-269-2001	—
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1-1-20	055-255-2148	055-255-2126
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田 1-6-1	055-251-6711	055-254-0351
日本通運(株)山梨支店	〃 丸の内 2-26-1	055-222-4102	—
中日本高速道路株式会社(八王子支社)	東京都八王子市宇津木町231	042-691-1171	—

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232	055-253-9194
(株)テレビ山梨	〃 湯田 2-13-1	055-232-1114	055-237-4423
(株)エフエム富士	〃 川田町アリア105	055-228-6969	055-228-1128
(一社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-1201	055-262-1202
山梨交通(株)敷島営業所	甲斐市島上条914	055-277-8911	—
〃 鰍沢営業所	南巨摩郡富士川町鰍沢1519	0556-22-4272	—
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
(一社)山梨県LPガス協会	甲府市飯田1-4-4	055-228-4171	055-228-4173
(一社)中巨摩医師会	甲斐市富竹新田1980	055-234-5511	055-234-5512

7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
南甲府警察署	甲府市中小河原404-1	055-243-0110	—
〃 成島交番	中央市成島3508-7	055-274-3833	—
〃 豊富駐在所	〃 大鳥居4556-1	055-269-2210	—
〃 押原小井川交番	昭和町河東中島1596-1	055-275-0252	—
〃 花輪連絡所	中央市西花輪44	055-273-3647	—

8 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢 3 - 8 - 23	055-222-1190	055-222-7583
〃 南消防署	〃	055-233-1490	055-233-1490
〃 玉穂出張所	中央市成島2384-1	055-273-0699	055-273-0699
〃 田富出張所	〃 白井阿原275-3	055-273-0999	055-273-0999
〃 中道出張所	甲府市右左口町3187	055-266-4042	055-266-4042

9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎2階	055-253-1591

10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055-273-5665	055-273-5665
〃 清掃センター	〃 一町畑1189	055-273-5711	055-273-5819
〃 衛生センター	〃 乙黒1083-3	055-273-4167	055-236-8330

11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
山梨みらい農業協同組合小井川共選所	中央市布施3280	055-273-2108	-
〃 忍経済センター	〃 藤巻2958-1	055-273-2107	-
〃 玉穂経済センター	〃 成島2410-2	055-273-2002	-
〃 玉穂種苗センター	〃 下河東2648	055-273-2020	-
笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	055-265-1600	055-260-1620
〃 笛南支所	甲府市下曾根町1136-1	055-244-3710	055-244-2810
中央市社会福祉協議会	〃 下河東620	055-274-0294	055-274-0319
中央市商工会	〃 布施1555-1	055-273-4141	055-273-4742
甲府市上下水道局	甲府市下石田2-23-1	055-228-3311	055-237-4331
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111	-
(株)日本ネットワークサービス	甲府市北口2-14-14	055-251-7111	055-251-0588
山梨県ボランティア協会	〃 丸の内2-35-1	055-224-2941	055-232-4087

○中央市防災会議委員名簿一覧

	職 名	防災会議条例第3条該当条項
1	中央市長	第2項（会長）
2	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長	第5項第1号（指定地方行政機関）
3	山梨県中北地域県民センター 地域防災幹	第5項第2号（県の職員）
4	南甲府警察署長	第5項第3号（県警）
5	副市長	第5項第4号（市の職員）
6	総務部長	
7	未来戦略部長	
8	市民部長	
9	福祉部長	
10	こども健康部長	
11	産業建設部長	第5項第5号（教育長）
12	教育長	
13	甲府地区広域行政事務組合 消防本部消防長	第5項第6号（消防長）
14	中央市消防団長	第5項第6号（消防団長）
15	中央市自治会長会 会長	第5項第7号（自治会長会会長）
16	中巨摩医師会 中央市班長	第5項第8号（指定公共機関・医療事業者）
17	東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社櫛形事務所次長	第5項第8号（指定公共機関・電気事業者）
18	NTT東日本株式会社 山梨災害対策室長	第5項第8号（指定公共機関・電気通信事業者）
19	中央市愛育会 会長	第5項第9号
20	中央市赤十字奉仕団 委員長	第5項第9号
事務局	危機管理課長	第5項第4号（市の職員）
事務局	防災担当リーダー	
事務局	危機管理担当（消防主任）	
事務局	防災担当	

○中央市上水道給水装置工事事業者一覧

(令和2年1月6日現在)

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	㈱関総	中央市臼井阿原320-1	055-273-3315
2	(有)カワスミ	中央市今福2111-2	055-273-5366
3	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
4	佐野工建㈱	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
5	㈱丸藤建設	中央市大田和852	055-273-1055
6	オートリ工業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
7	中楯建設㈱	中央市大鳥居2760	055-269-2825
8	一木設備	中央市下三條504-7	055-274-6035
9	パイピング赤池	中央市山之神921-62	055-273-7262
10	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
11	川口設備	中央市布施2426-3	055-273-3080
12	田中設備	中央市臼井阿原858-1	055-273-6394
13	㈱マルホ工業	中央市浅利2920	055-269-2287
14	中央水道	中央市下河東3005-1	055-274-3654
15	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055-273-3412
16	玉穂設備	中央市下河東3021-5	055-274-0052
17	廣瀬住設	中央市東花輪953-5	055-273-8780
18	㈱秋山総建	中央市西新居11-16	055-273-0724
19	(有)笠井建設	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262

○中央市内にある甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

No.	指定工事店名	住 所	電話番号
1	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055-273-3412
2	(株)アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502-3	055-273-4242
3	一木設備	中央市下三條504-7	055-274-6035
4	オートリ工業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
5	(有)笠井建設	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262
6	(株)秋山総建	中央市西新居11-16	055-273-0724
7	佐野工建(株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
8	(有)杉山興業	中央市山之神2311-6	055-273-1083
9	タケダ設備	中央市成島2291-1	055-274-2662
10	玉穂設備	中央市下河東3021-5	055-273-3786
11	中央水道	中央市下河東3005-1	055-270-1366
12	中楯建設(株)	中央市大鳥居2760	055-269-2825
13	野中住宅設備	中央市藤巻2898-2	055-274-0631
14	パイピング赤池	中央市山之神921-62	055-273-7262
15	ヒカワ住設	中央市乙黒610-7	055-274-4147
16	廣瀬住設	中央市東花輪953-5	055-273-8780
17	古屋設備工業	中央市布施3404-1	090-4536-6664
18	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
19	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
20	(株)マルホ工業	中央市浅利2920	055-269-2287

※ 旧玉穂町については、甲府市上下水道局の給水区域のため、甲府市上下水道局の指定給水装置工事事業者に修理工事等依頼することとなります。

※ 上記は、中央市内にある甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者です。

○中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

(令和2年2月26日現在)

No.	指定工事店名	住所	電話番号
1	(有)カワスミ	中央市今福2111-2	055-273-5366
2	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
3	中楯建設(株)	中央市大鳥居2760	055-269-2825
4	佐野工建(株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
5	一木設備	中央市下三條504-7	055-274-6035
6	萩原工業(有)	中央市大鳥居3799-3	055-269-2032
7	(有)笠井建設	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262
8	パイピング赤池	中央市山之神921-62	055-273-7262
9	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
10	中央水道	中央市下河東3005-1	055-270-1366
11	(株)マルホ工業	中央市浅利2920	055-269-2287
12	玉穂設備	中央市下河東3021-5	055-274-0052
13	(株)関総	中央市白井阿原314-1	055-273-3315
14	(株)秋山総建	中央市西新居11-16	055-273-0724

○中央市下水道排水設備指定工事店一覧

(令和6年9月2日現在)

(1) 中央市内指定工事店

No.	工事店名	住所	電話番号
1	(有)アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055-273-3412
2	(株)アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502-3	055-273-4242 0120-972-745
3	一木設備	中央市下三條504-7	055-274-6035
4	(有)荻野建設	中央市山之神3613-10	055-274-6077
5	(有)金丸組	中央市布施1938	055-273-3842
6	(株)北原工業	中央市西新居143-3	055-273-6896
7	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377	055-274-6288
8	(有)河建興業	中央市中楯1514	055-273-1060
9	佐野工建(株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
10	(有)杉山興業	中央市山之神2311-6	055-273-1083
11	(株)関総	中央市臼井阿原320-1	055-273-3315
12	タケダ設備	中央市成島2291-1	055-274-2662
13	(有)田富興業	中央市東花輪217-10	055-273-4149
14	パイピング赤池	中央市山之神921-62	055-273-7262
15	(株)深沢組	中央市上三條521	055-273-2051
16	(株)丸藤建設	中央市大田和852	055-273-1055
17	(有)丸松	中央市藤巻737-1	055-288-1388
18	(有)笠井建設	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262
19	中楯建設(株)	中央市大鳥居2760	055-269-2825
20	(有)山下組土木	中央市西花輪4239-20	055-273-6258
21	オートリ工業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
22	萩原工業(有)	中央市大鳥居3799-3	055-269-2032
23	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
24	中央水道	中央市下河東3005番地1	055-274-3654
25	野中住宅設備	中央市藤巻1562	055-274-0631
26	廣瀬住設	中央市東花輪953番地5	055-273-8780
27	(株)マルホ工業	中央市浅利2920	055-269-2287
28	(有)カワスミ	中央市今福2111-2	055-273-5366
29	玉穂設備	中央市下河東3021-5	055-274-0052
30	(株)秋山総建	中央市西新居11-16	055-273-0724
31	田中設備	中央市臼井阿原858-1	055-273-6394

(2) 中央市外指定工事店

No.	工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有)アダチ	甲府市伊勢4-25-22	055-232-1953
2	岡田設備工業	甲府市屋形2丁目2-28	055-253-1354
3	平島総合設備	甲府市下鍛冶屋177-1	055-241-4842
4	(有)秋山住設	甲府市古上条町394	055-242-2525
5	オゴヌキ設備	甲府市古府中町1000	055-252-8720
6	雨宮工業(株)	甲府市荒川2丁目13-1	055-253-4361
7	(株)MAEZAWA	甲府市貢川本町4番3号	055-237-0199
8	(有)前澤設備	甲府市貢川本町7-10	055-222-3674
9	甲和管工業	甲府市国母5丁目18-4	055-227-7266
10	(株)国母設備	甲府市国母5丁目7番20号	055-242-2200
11	(株)渡辺工業所	甲府市国母5丁目9-24	055-224-6353
12	甲府管工業(有)	甲府市国母7-5-36	055-267-6307
13	(有)都市営繕	甲府市山宮町2930	055-251-4287
14	(有)長田設備	甲府市七沢町134番地の3	055-237-4402
15	瀬田設備	甲府市住吉3-22-21	055-237-6975
16	(株)新光設備工業	甲府市上阿原町669-1	055-237-0297
17	森本設備	甲府市上小河原町1041-5Tビル312	055-242-8403
18	富士冷暖(株)	甲府市上石田3丁目17-13	055-226-1451
19	(有)明創工業	甲府市上曾根町298-1	055-266-2722
20	かしわ管工	甲府市上曾根町322	055-266-7033
21	(有)近藤設備工業	甲府市心経寺町337	055-240-1137
22	(株)大甲工業	甲府市西下条町795	055-241-2549
23	(株)山田設備	甲府市青葉町7-18	055-237-1897
24	(株)永田工業所	甲府市千塚5丁目10-2	055-252-7161
25	弘明商事	甲府市善光寺町3-29-5	055-235-0960
26	(株)カイ空衛	甲府市大里町1063-1	055-241-1777
27	共信冷熱(株)	甲府市大里町1094	055-241-4711
28	(有)ヤマト工業	甲府市大里町1209-5	055-244-0086
29	(株)山梨管工業	甲府市中小河原1丁目9-17	055-241-6011
30	(株)レンサエンジニアリング	甲府市朝気2-1-22	055-233-5462
31	(株)桶幸朝日	甲府市朝日4-7-31	055-253-5557
32	時空管工業(株)	甲府市東光寺2丁目24-8	055-237-2952
33	(株)日設工業	甲府市湯村3丁目5-21	055-251-4891
34	甲府住宅設備(株)	甲府市德行2丁目10-40	055-228-8821
35	日昇総合設備(株)	甲府市德行3丁目6-23	055-237-8891
36	(有)ダイテツ工業	甲府市德行4丁目8-11	055-237-4377

資料編

No.	工 事 店 名	住 所	電話番号
37	(有)アート住設	甲府市富竹4丁目3-38	055-228-9341
38	星設備	甲府市里吉1-3-1	055-228-9389
39	有泉工業(株)	甲府市里吉1丁目4-1	055-235-0587
40	(株)一水工業	富士吉田市下吉田七丁目25番22号	0555-22-0395
41	スマイル設備(株)	富士吉田市上吉田4590-33	0555-22-7394
42	宝栄設備	都留市中津森73番地	0554-43-3782
43	和永設備工業	山梨市歌田115-1	0553-22-7518
44	(有)広瀬トータルサービス	山梨市東後屋敷569-1	0553-23-5599
45	栄工業(有)	韮崎市上ノ山260番地	0551-22-0591
46	匠設備	韮崎市大草町下條西割18	0551-22-5230
47	(株)内田建設	南アルプス市寺部1350	055-282-1569
48	(株)栄進設備工業	南アルプス市加賀美3277	055-284-5466
49	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112	055-282-2453
50	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435-2	055-284-1133
51	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055-285-4171
52	(株)清水商事	南アルプス市六科1565	055-285-0649
53	ケイ・エム工業	南アルプス市鏡中条3330	055-283-0201
54	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782番地1	055-283-2310
55	(有)ハヤカワ	南アルプス市鏡中条3372	055-282-8118
56	(株)清水総合工業	南アルプス市有野3274	055-285-4662
57	サクラ住設	南アルプス市飯野2527-8	055-287-8616
58	(有)東設備	南アルプス市上今諏訪1759	055-282-4809
59	富士見園芸	南アルプス市六科1412-46	090-8440-5587
60	清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891
61	フルヤ設備工業	北杜市高根町上黒澤166	0551-47-3150
62	(有)岡田設備	北杜市白州町鳥原2418番地3	0551-35-3543
63	(有)坂本水設工業	北杜市長坂町小荒間125-1	0551-32-5258
64	長田設備工業	甲斐市牛匂2263-8	055-277-3553
65	天野設備工業	甲斐市玉川1586-7	055-276-1460
66	田中設備(有)	甲斐市玉川270番地	055-279-0447
67	双葉設備(株)	甲斐市志田517-1	0551-28-4775
68	赤池サービス	甲斐市篠原1267-4	055-279-2468
69	(有)佐藤設備	甲斐市西八幡1522-16	055-279-0502
70	入倉設備	甲斐市西八幡1548-4	090-4723-3993
71	カネト工業(株)	甲斐市西八幡3484	055-276-6351
72	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055-277-9500
73	agile	甲斐市大下条716ウイステリア101	080-2007-8747

No.	工 事 店 名	住 所	電話番号
74	中澤工業	甲斐市大袋2094	0551-28-1069
75	三陽工業	甲斐市中下条1859	0551-28-1919
76	豊田設備	甲斐市長塚643-1マルマンマンションⅡ 201	080-2036-6156
77	(株)レイコー	甲斐市長塚701-2	055-277-6863
78	(株)末木設備工業	甲斐市島上条457-1	055-277-7873
79	甲斐サービス	甲斐市富竹新田1082-22	055-276-9743
80	新津設備	甲斐市富竹新田1171	055-276-6918
81	深澤設備	甲斐市富竹新田1887-2	055-276-0388
82	(有)トーショー	甲斐市万才155-1	055-276-3271
83	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731-2	055-276-0003
84	(有)小澤設備	甲斐市竜王2757-5	055-276-4548
85	山野設備工業	甲斐市龍地6544	0551-28-2570
86	清水設備	甲斐市竜王2262	055-267-9095
87	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055-262-7097
88	(有)ツチヤ設備	笛吹市御坂町成田575	055-261-6106
89	(株)ミヤビ総設	笛吹市石和町井戸1194-3	055-244-5522
90	(有)アクアクラフト	笛吹市石和町河内224-2	055-263-7581
91	横谷設備	笛吹市石和町河内259-10	055-262-1822
92	(有)松山興業	笛吹市石和町河内77	055-262-5621
93	(株)丸トモ設備工業	笛吹市石和町砂原137-1	055-262-4277
94	小澤設備興業(株)	笛吹市石和町唐柏48-8	055-225-5777
95	(株)アルテ	笛吹市八代町北1273	055-265-1237
96	上野設備	甲州市塩山下塩後364-4	0553-32-2608
97	塩山ヒタチ商会	甲州市塩山下於曾598-4	0553-33-2684
98	廣瀬設備	甲州市塩山三日市場2563	0553-39-8132
99	(有)塩島設備	西八代郡市川三郷町市川大門 3079-21	055-272-2492
100	大森設備サービス	西八代郡市川三郷町市川大門1803-3	055-272-0077
101	(株)水電社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055-272-2447
102	水工房山本	西八代郡市川三郷町市川大門 3082-41	055-272-3443
103	(株)大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158-1	0556-62-3255
104	身延総合設備(株)	南巨摩郡身延町小田船原1157番地	0556-62-0710
105	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556-22-0135
106	(有)野中工務店	南巨摩郡富士川町最勝寺877-3	0556-22-0206
107	井上工業	南巨摩郡富士川町小林1324-1	0556-22-4727
108	小川設備工業所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556-22-3013
109	(有)ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西1313	055-275-5648 0120-972-895
110	東住機器販売(有)	中巨摩郡昭和町河東中島256-1	055-275-3210

資料編

No.	工 事 店 名	住 所	電 話 番 号
111	(有)坂本設備サービス	中巨摩郡昭和町上河東543-15	055-275-0955
112	(有)石田工業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055-226-6366
113	(有)保泉商事	中巨摩郡昭和町西条101番地1	055-268-0055
114	(株)田中重建	中巨摩郡昭和町西条2166	055-275-8007
115	マエダ設備	中巨摩郡昭和町西条2210-2	055-268-0082
116	(有)メンテック調和	中巨摩郡昭和町西条2373-3	055-275-1033
117	(株)エイワ実業	中巨摩郡昭和町西条2525-1	055-275-5694
118	(株)旭建設	中巨摩郡昭和町西条455番地	055-275-2211
119	山梨日化サービス(株)	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911

○事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(令和6年3月31日現在)

No.	名 称	住 所	電 話 番 号
1	(株) 溝口商事	中央市高部 1662	055-269-2753
2	(有) 管清社	甲府市古上条町 126-2	055-241-5486
3	(株) クリーン環境センター	甲斐市西八幡 3483	055-276-2407
4	(有)丸正産業	甲斐市西八幡 1833-6	055-279-1237
5	山梨住環コンサル(株)	甲府市住吉 4-10-17	055-222-4230
6	(株) 山梨クリーンサービス	甲府市和戸 1219-4	055-232-8864
7	(株) 中村クリーン	甲府市富士見 2-1-52	055-254-5617
8	(株) 降矢商店	甲府市上曾根町 3143-1	055-266-8057
9	(有) 大興商事	甲府市桜井町 500-5	055-235-7796
10	(株) 中部環境開発	甲府市国母 6-5-1	055-226-7574
11	(有)サンエー	甲府市桜井町 741	055-220-7077
12	(有) 山梨カレット	南アルプス市徳永 1685-13	055-285-6250
13	ミノルサービス	甲府市中小河原町 122	055-241-3968
14	(有) 甲信環境	甲斐市天下条 818-6	055-277-5984
15	東八商事(有)	笛吹市石和町唐柏 111	055-262-3362
16	湯澤工業(株)	南アルプス市六科 1375-1	055-285-0041
17	(株) 富士川クリーン	南巨摩郡富士川町十谷 1668	0556-22-5374
18	(有) サンテック	甲州市大和町木賊 126	055-242-6530
19	鈴建興業(株)	笛吹市御坂町下黒駒 1602-8	055-261-3111
20	山梨陸送(有)	市川三郷町上野 622	055-272-0090
21	(株) 大幸産業	南アルプス市上八田 656-1	055-285-7153
22	高野産業(株)	韮崎市下祖母石 2278	0551-23-0072
23	(株)快進工業	西八代郡市川三郷町下大鳥居 242-12	055-272-0933
24	(株)中央エコテック	甲府市相生 1-9-3長坂ビル3F	055-225-5486
25	メディックス(株)	甲府市国母 3-15-22	055-226-9081

No.	名称	住所	電話番号
26	(株) エコ・フカサワ	南アルプス市藤田 2352-4	055-284-1010
27	(株) ヤマモト	甲斐市長塚 416-1	055-277-6085
28	(株) クリーンベスト	中央市東花輪 2185-3	055-278-5188
29	(株) クリーンライフ	中央市西花輪 4377	055-274-6288
30	建協クリーンロード (株)	甲府市丸の内 1-14-19	055-235-0622
31	サウバー・クリーン	南巨摩郡富士川町最勝寺 2012-7	0556-22-5474
32	(有)内田総業	中央市極楽寺 368	055-274-1801
33	(有) 山梨紙業	南アルプス市徳永 1594-1	055-285-7521
34	クリーンサービス カモシタ	南アルプス市小笠原 177	055-283-2207
35	(株) 池田	甲府市七沢町 347-1	055-287-9788
36	(株) クリエイト	甲府市幸町 8-9	055-237-7780
37	(有) コミュニティーサービス	南アルプス市徳永 1617-1	055-285-8011
38	(有) 豊和興業	甲府市大里 2219-5	055-241-2289
39	山梨管財 (株)	甲府市和戸町 353-24	055-235-1712
40	(有) リサイクル	南巨摩郡富士川町青柳町 3194	0556-22-8976
41	サワクリーンサービス	南アルプス市川上 300-1 川上団地 7-1	055-283-1644
42	エフ・ジェイ ワークス	甲府市増坪町 70-1	055-225-6667
43	(株) 甲斐興運	中央市一町畑 114	055-273-5902
44	中村商店	笛吹市御坂町成田 1746-1	055-263-5881
45	(有) フジクリーンサービス	南アルプス市下高砂 446-19	055-233-8979
46	(有) 峡南環境サービス	南巨摩郡富士川町青柳町 3492	0556-22-4543
47	(株)中央メンテナンス	中央市一町畑 103 番地	055-273-4896
48	(有) 菱和産商	甲斐市下今井 2759 番地 14	0551-28-3806
49	(株) 河西金属商事	中巨摩郡昭和町西条 485	055-275-3312
50	渡辺商店 (渡邊淳三)	甲府市宮原町 1131	055-268-2751
51	(株) 中澤	南アルプス市在家塚 1235	055-282-2207
52	(有)玉穂商会	中央市一町畑 192	055-274-2088
53	(株)オー・エス・ケー	甲斐市吉沢 1026-1	055-279-9811
54	(株) エリゼ	中巨摩郡昭和町西条 1949	055-268-6661
55	桑原商事	中央市西花輪 4258-2	055-274-5556

〇し尿・浄化槽汚泥処理業許可業者一覧

業者名	(株)中央メンテナンス (旧：田中衛生社)	(株)クリーンライフ	東八商事(有)
住所	中央市一町畑103	中央市西花輪4377	笛吹市石和町唐柏111
電話	055-273-4896	055-274-6288	055-263-2608
営業区域	玉穂地区のうち下記の地区 (井之口・若宮・乙黒・下河東・ 町之田・一町畑・上三條)	田富地区全域および玉穂地区の うち下記の地区 (西新居・中楯・新城・成島・極 楽寺・高橋・下三條)	豊富地区全域

〔救援施設等〕

○避難所一覧

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所 区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水 兼用 耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
1	田富南小学校	校舎	所	西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、 山王第一・第二・第三、大田和、藤 巻、今福、今福新田、清川	2,206	西花輪 1250	055-273-9111	055-273-0584				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
2	田富北小学校	校舎	所	リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶 新居	1,718	臼井阿原 1740-132	055-273-1760	055-273-0643				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
3	田富北体育館	体育館	所	宮北、布施第三・第四	736	臼井阿原 1740-3						
4	田富中学校	校舎	所	新町第一・第二、新道、臼井阿原第 一・第二、東花輪第一・第二・第三	2,468	布施 2493	055-273-2010	055-230-7081				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
5	田富中学校武道場	武道場	所	山之神、布施第五、東	636	布施 2493						
6	山之神八幡宮広場	広場	地	山之神	184	山之神 3425						
7	宮北公園	公園	地	宮北	52	布施 115-55						
8	布施第三チビッコ広場	広場	地	布施第三	343	布施 236-1						
9	布施第四ちびっこ広場	広場	地	布施第四	341	布施 1903-2						
10	布施第五公民館広場	広場	地	布施第五	322	布施 1777						
11	東公園	公園	地	東	130	布施 1106-6						
12	西花輪第一公民館	公民館	地	西花輪第一	365	西花輪 1451						
13	西花輪第二公民館	公民館	地	西花輪第二	590	西花輪 4025						
14	釜無公民館	公民館	地	釜無	12	西花輪 4972						
15	飛石チビッコ広場	広場	地	飛石	38	西花輪 1855-16						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
16	山王公民館広場	広場	地	山王第一・第二・第三	247	東花輪 245-35						
17	大田和諏訪神社	神社	地	大田和	124	大田和 740						
18	鈴鹿神社	神社	地	藤巻	114	藤巻 1527						
19	今福公民館	公民館	地	今福	82	今福 332-2						
20	七面山広場	寺院	地	今福新田	44	今福新田 503-1						
21	清川公民館	公民館	地	清川	73	東花輪 1035-1						
22	わんぱく児童館	児童館	地	桜	517	東花輪 1351-1						
23	遠妙寺	寺院	地	鍛冶新居	307	山之神 713						
24	鍛冶新居 1号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神 3261-6						
25	鍛冶新居 2号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神 3629-1						
26	リバーサイド第一公民館	公民館	地	リバーサイド第一・第二	627	山之神 22-64						
27	リバーサイド第二公民館	公民館	地	リバーサイド第二	381	山之神 1156-119						
28	リバーサイド第三公民館	公民館	地	リバーサイド第三	784	白井阿原 2042-5						
29	リバーサイド第三北公園	広場	地	リバーサイド第三		山之神 1923-25						
30	山梨県流通センターP	駐車場	地	山梨県流通センター		山之神流通団地 2-6-1						
31	白井阿原チビッコ広場	広場	地	白井阿原第一	327	白井阿原 1093						
32	蓮性寺北公園	広場	地	白井阿原第二	233	西花輪 2737-5						
33	新道多目的広場	広場	地	新道	246	西花輪 4341-3						
34	東花輪第一・三公民館	公民館	地	東花輪第一	189	東花輪 436-2						
35	東花輪第二公民館	公民館	地	東花輪第二	560	東花輪 1788-1						
36	第三ふれあい広場	広場	地	東花輪第三	270	東花輪 412						
37	三村小学校	校舎	所	井之口 1・2、若宮、新城、西新居、中楯、上成島、宿成島、新成島	2,547	成島 2140	055-273-8711	055-273-8712				
		体育館	所									
グラウンド (2次避難地)	地											

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
38	玉穂南小学校	校舎	所	下河東下、上三條、下三條1区・2区町之田、一町畑	1,460	下河東2020	055-274-1122	055-274-1123			60	1
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
39	玉穂中学校	校舎	所	下成島1・2、高橋、極楽寺、乙黒	531	下河東180	055-273-8211	055-273-8214				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
40	玉穂総合会館	総合会館(2次避難地)	所・地	下河東東、下河東西	647	下河東620	055-274-0294	055-274-0319			18	1
41	中巨摩広域事務組合 勤労青年センター (洪水時使用不可)	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑(洪水時は玉穂南小学校)、 桜(洪水時は田富南小学校)	652	一町畑1189	055-273-5665					
	田富南小学校					055-273-9111	055-273-0584					
	玉穂南小学校					055-274-1122	055-274-1123			60	1	
42	井之口公会堂	つどいの家	地	井之口1	211	井之口596-4						
43	若宮2号公園	公園(2次避難地)	地	若宮、井之口1・2、新城		若宮25-1			60	1		
44	若宮1号公園	公園	地	若宮	668	若宮6-1						
45	若宮3号公園	公園	地	若宮		若宮48-2						
46	相ノ田公園	公園	地	新城	411	中楯1513						
47	新城チビッ子広場	公園	地	新城		西新居11-31						
48	新城公会堂	公会堂	地	新城		中楯1467-12						
49	西新居公会堂	公会堂	地	西新居	365	西新居310	055-274-1271					
50	中楯公会堂	つどいの家	地	中楯	347	中楯1256						
51	上成島公会堂	公会堂	地	上成島	304	成島1303-1						
52	成島1号公園	公園	地	上成島		成島3513-6						
53	宿成島公会堂	つどいの家	地	宿成島	76	成島1529-2						
54	下河東下公会堂	公会堂	地	下河東下	136	下河東2158-3						
55	上三條公会堂	公会堂	地	上三條	443	上三條876						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
56	下三條公会堂	つどいの家	地	下三條1区	412	下三條1331-2						
57	歆盛院	寺院	地	下三條1区	412	下三條88			60	1		
58	下三條2区公会堂	公会堂	地	下三條2区	295	下三條728-1						
59	玉穂西部児童館	児童館	地	下三條1区・2区		下三條133	055-274-0097					
60	町之田公会堂	つどいの家	地	町之田	39	町之田202						
61	一町畑公会堂	公会堂	地	一町畑	135	一町畑132	055-274-1070					
62	下成島公会堂	つどいの家	地	下成島1、下成島2	254	成島1148-1						
63	高橋公会堂	公会堂	地	高橋	43	成島148-5						
64	極楽寺公会堂	公会堂	地	極楽寺	72	極楽寺1322-2						
65	乙黒公会堂	公会堂	地	乙黒	162	乙黒418						
66	下河東上公会堂	公会堂	地	下河東東	208	下河東967-2						
67	下河東1号公園	公園	地	下河東東、下河東西		下河東3009-1						
68	下河東2号公園	公園	地	下河東西	439	下河東3034-1						
69	豊富小学校	校舎	所	久保、久保団地、中村、上手、水上、山宮、川東、神明	527	大鳥居3800-1	055-269-2012	055-269-2035				
		体育館	所									
		グラウンド(2次避難地)	地									
70	市役所豊富庁舎	市役所	所	浅利1・2・3・4、宇山、高部、新道、角川、関原北上、北下、南上、南下	574	大鳥居3866	055-269-2211	055-269-2413	60	1		
71	豊富保育園	保育園	所	向井木原、中木原、中尾木原	249	大鳥居3790	055-269-2011	055-269-2011				
72	シルクふれんどりい(土砂災害の恐れがある場合使用不可)	温泉宿泊施設	所	中村、上手、水上	146	大鳥居1619-1	055-269-2280	055-269-2732				
73	シルクの里公園広場(土砂災害の恐れがある場合使用不可)	公園(2次避難地)	地	(中村、上手、水上)		大鳥居1484-1	055-269-2280					
74	関原コミュニティセンター(土砂災害の恐れがある場合使用不可)	集会所	所	関原	131	関原334-8			60	1		
75	大鳥居ふれあいプラザ	集会所	所	山宮、川東	141	大鳥居246-1			60	1		

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
76	浅利川ふれあい館	集会所	所	神明	55	浅利 3424- 7						
77	市営神明団地CD棟前広場	公園	地	神明	55	浅利 3421- 1						
78	浅間愛鷹神社	神社	地	山宮	93	大鳥居 2764						
79	川東公民館前	公民館	地	川東	48	大鳥居 3348						
80	旧豊富診療所	診療所跡地	地	久保、久保団地	185	大鳥居 3676						
81	向陽院	寺院	地	久保	143	大鳥居 3152						
82	龍光院	寺院	地	中村	45	大鳥居 194- 1						
83	金昌院	寺院	地	上手	69	大鳥居 531						
84	法乗寺	寺院	地	水上	32	大鳥居 3521						
85	農村広場	広場 (2次避難地)	地	向井木原(中木原、中尾木原、宇山)	122	大鳥居 3877						
86	延命寺	寺院	地	中木原	80	木原 1076						
87	中尾ちびっこ広場	広場	地	中尾木原	47	木原 1352						
88	宇山公民館前	公民館	地	宇山	38	高部 1623- 3						
89	高部公民館前	公民館	地	高部	15	高部 1253						
90	新道公民館前	公民館	地	新道	18	高部 1549-1						
91	天満宮神社	神社 (2次避難地)	地	角川	105	高部 275						
92	浅利諏訪神社	神社	地	浅利 1・4	107	浅利 2974						
93	浅利テニスコート	テニス場	地	浅利 2・3 (浅利 1・4)	160	浅利 3047- 1						
94	関原若宮公園	広場	地	関原北上・関原北下	82	関原 1346						
95	関原コミュニティセンター	集会所	地	関原南上・関原南下	49	関原 334- 8						
96	中央市農村公園	公園 (2次避難地)	地	関原北上・下、関原南上・下		関原 1018			40	1	100	1
97	中央市総合防災公園	公園 (1次避難地)	地	公園利用者など		布施 3564- 1						

※田富小学校について、令和7年10月以降、施設改修が終わり次第、順次指定避難所として使用する。

○関係医療機関一覧

災害拠点病院・災害支援病院配置表

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	629	055-253-7111 ※防災電話 9-210- 090-3097-5008 (ワイドスター)	055-253-8011	chubyo@ych.pref.yamana shi.jp

◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1	224	0555-72-2222 9-220-1-082 090-3235-7266 (ワイドスター)	0555-73-1385 9-220-2-082	rchfuji@mfi.or.jp

◇ 地域災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
中 北	山梨大学医学部附属病 院 中央市下河東1110	566 055-273-1111 9-220-1-081 080-1234-8935 (ワイドスター)	055-273-7108 9-220-2-081	kanrika-bousai@yamana shi.ac.jp
	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402 055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856 (ワイドスター)	055-220-2650 9-220-2-083	byoinssm@city.kofu.lg. jp
	白根徳洲会病院 南アルプス市西野229 4-2	145 055-284-7711 9-220-1-088 080-2584-6525 (ワイドスター)	055-284-7721 9-220-2-088	shirane@shiranetoku.jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町3-5- 3	141 0551-22-1221 9-220-1-087 090-1439-7573 (ワイドスター)	0551-22-9731 9-220-2-087	hospital@city.nirasak i.lg.jp

資料編

◇ 地域災害拠点病院

※この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

病院名等		電 話 衛星携帯電話	F A X
中 北	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35 055-253-6131 8816-5146-4589 (イリジウム)	055-251-5597
	独立行政法人地域医療機能 推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-11-16 055-252-8831 080-8764-5720 (ワイドスター)	055-253-4735
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1 055-226-3131	055-226-9715
	武川病院	昭和町飯喰1277 055-275-7311 080-8764-8644 (ワイドスター)	055-275-4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26 055-228-6381	055-228-6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440 055-279-0222 080-2584-6517 (ワイドスター)	055-279-3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150 055-279-0111 080-8764-8643 (ワイドスター)	055-279-3912
	竜王リハビリテーション病 院	甲斐市万才287 055-276-1155 080-8764-8640 (ワイドスター)	055-279-1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255 055-282-1455 080-8764-5718 (ワイドスター)	055-284-3877
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340 055-283-3131 090-4841-7520 (ワイドスター)	055-282-5614
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750 055-282-1107 080-8764-8645 (ワイドスター)	055-282-1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773 0551-42-2221 080-2584-6519 (ワイドスター)	0551-42-2992
	北杜市立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954 0551-32-3221 080-2584-6522 (ワイドスター)	0551-32-7191
	恵信葦崎相互病院	葦崎市一ツ谷1865-1 0551-22-2521 080-2584-6526 (ワイドスター)	0551-23-1838

◇ 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X番号
山梨県立中央病院高度救命救急センター	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011

◇ 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田1-6-1	055-251-5891	055-252-1203

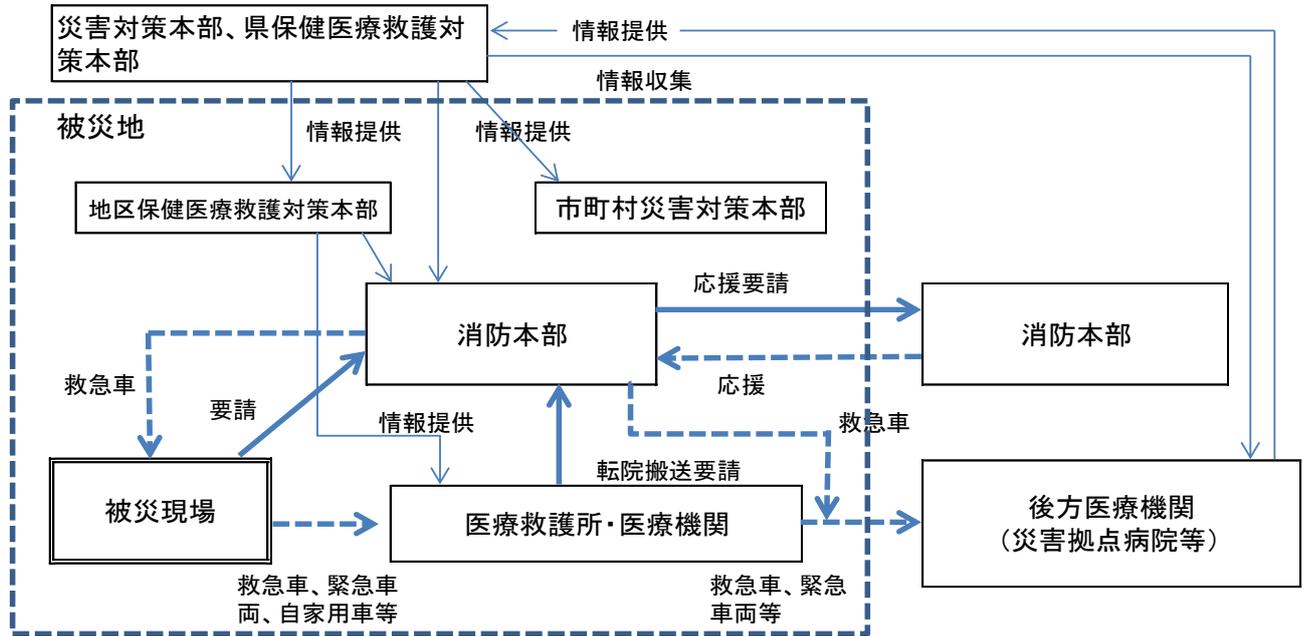
◇ 市内医療機関

(令和7年3月現在)

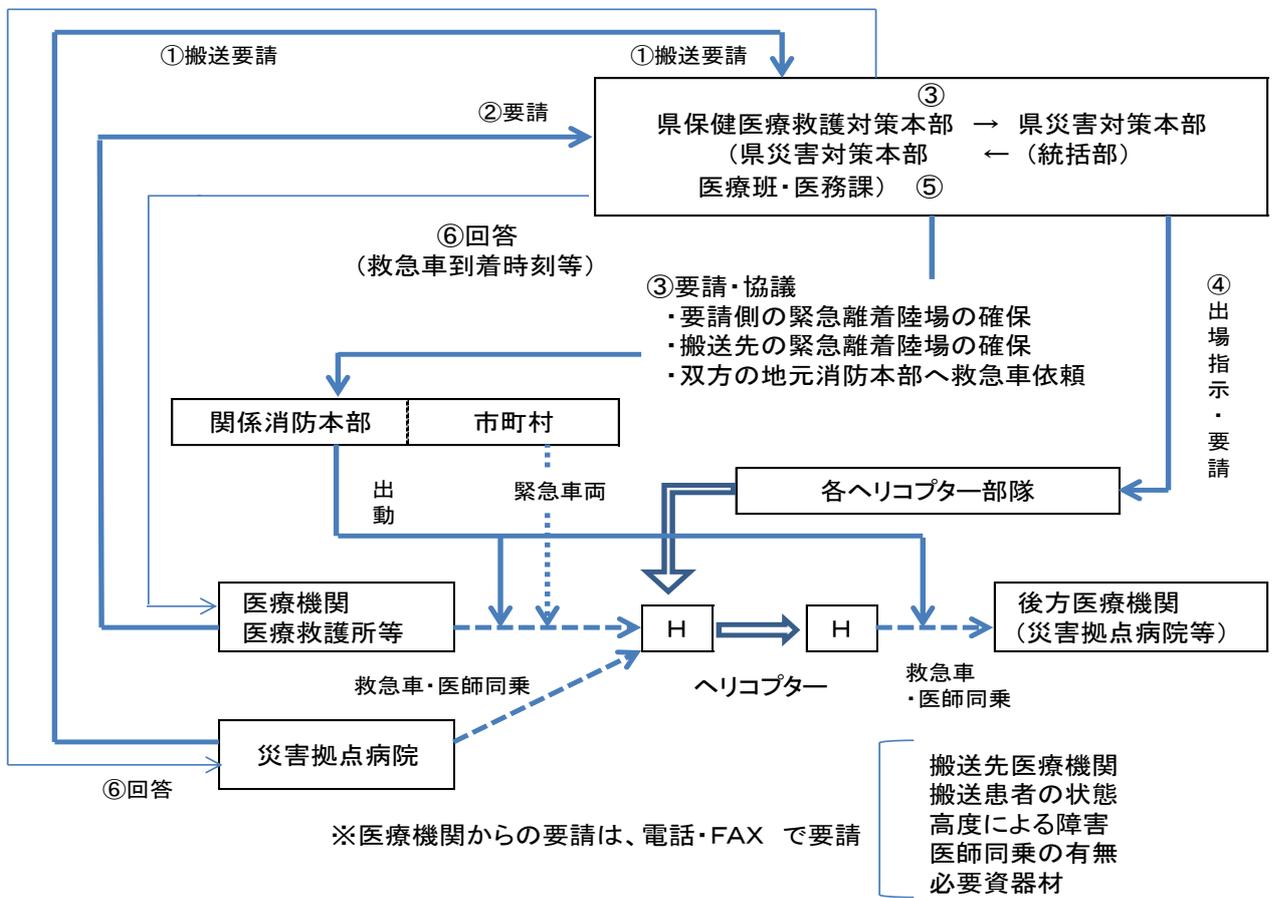
No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	(医) 赤岡整形外科医院	中央市西花輪3591	055-273-1231	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
2	おぎの医院	中央市井之口980-4	055-274-6100	耳鼻咽喉科
3	菊島耳鼻咽喉科医院	中央市西花輪3599-10	055-274-4133	耳鼻咽喉科
4	きたむらクリニック	中央市若宮23-2	055-220-4112	内科、消化器内科、皮膚科
5	こばやしこどもクリニック	中央市若宮46-8	055-278-5525	小児科
6	玉穂ふれあい診療所	中央市成島2439-1	055-278-5670	内科、麻酔科
7	玉穂眼科クリニック	中央市成島1400-1	055-287-6650	眼科
8	西野内科医院	中央市山之神2389-1	055-273-6656	内科、小児科、放射線科
9	東花輪駅前 小俣内科クリニック	中央市東花輪 6 6 9 - 2	055-274-2553	内科
10	ふくとみ小児科	中央市布施 1	055-244-6920	小児科、アレルギー科
11	フルヤ眼科医院	中央市布施1990 ウィルピア 1F	055-273-0660	眼科
12	古屋クリニック	中央市山之神1533-21	055-274-3773	内科、循環器科
13	保坂眼科医院	中央市西花輪56-2	055-273-6600	眼科
14	若葉クリニック	中央市浅利1686-2	055-269-3305	内科、消化器科、循環器科、外科
15	三本松医院	中央市東花輪66-10	055-274-2711	内科、小児科、外科
16	山梨PET画像診断クリニック	中央市下河東3046-2	055-278-5500	放射線科 (MRI検査、がん検診、マンモがん検診)
17	ふかさわ歯科医院	井ノ口1092-3	055-274-0418	歯科
18	せた歯科医院	成島2502-3	055-273-1181	歯科、小児歯科
19	たまほ歯科クリニック	成島2368	055-274-1118	歯科
20	三井歯科医院	布施2101-2	055-273-2027	歯科、矯正歯科、小児歯科
21	長谷川歯科医院	東花輪8-1	055-273-2412	歯科
22	内藤歯科医院	西花輪92	055-273-7712	歯科、矯正歯科、小児歯科
23	一瀬歯科医院	山之神4-87	055-273-5584	歯科、矯正歯科、小児歯科
24	今村歯科医院	山之神1144-23	055-274-6488	歯科、小児歯科
25	山之神歯科クリニック	山之神1529-11	055-287-8863	歯科
26	アートタウン歯科クリニック	下河東3053-1イオンタウン山梨中央	055-267-7780	歯科、小児歯科
27	医大前なかざわ歯科	下河東3047-1	055-269-8390	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
28	若宮デンタルクリニック	若宮49-6	055-225-4440	歯科、矯正歯科、小児歯科
29	田中歯科医院	成島1392-2	055-273-5969	歯科

救急搬送体制(1)…被災傷病者、医療救護班

■ 救急車両による傷病者搬送フロー

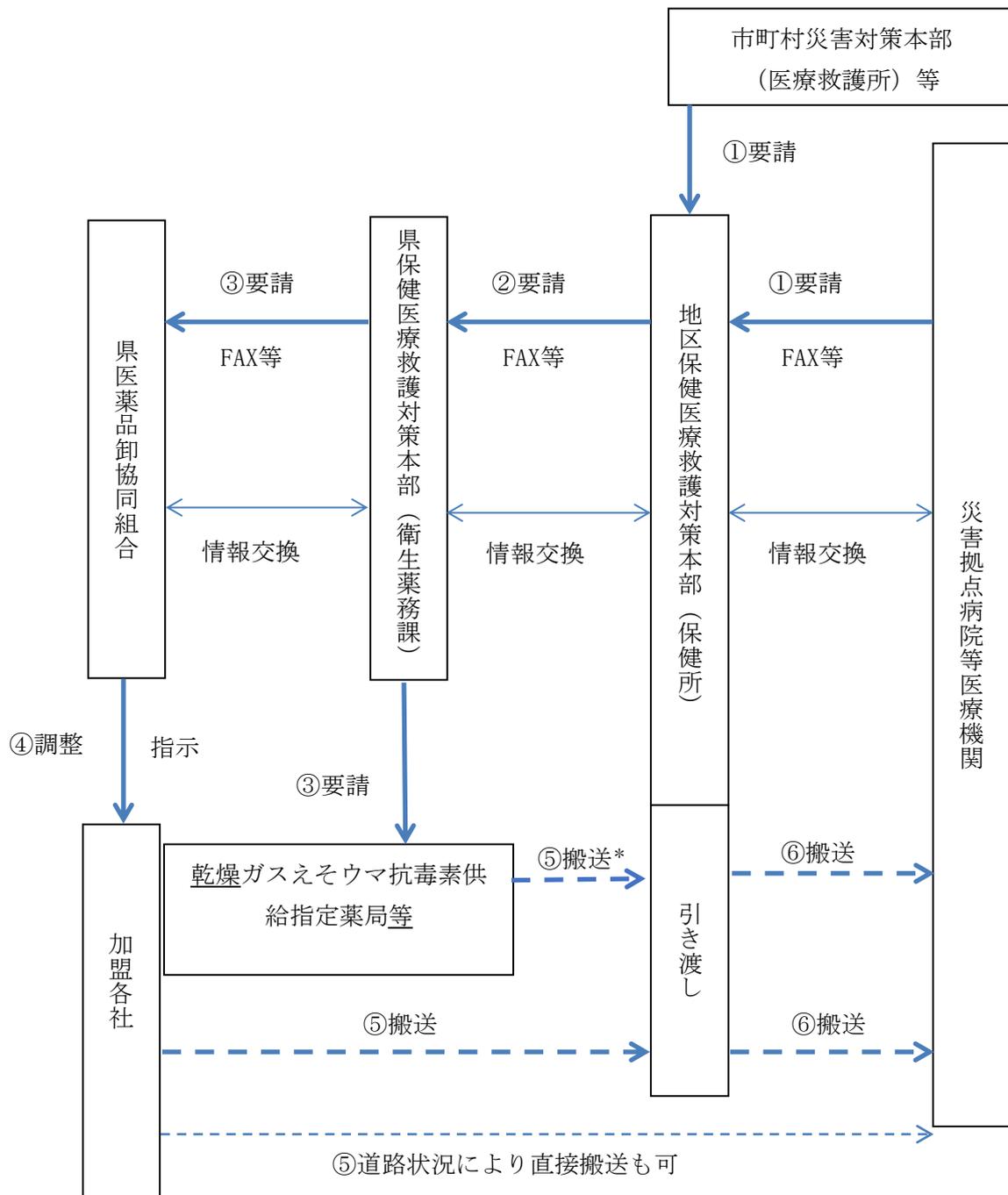


■ ヘリコプターによる傷病者搬送フロー



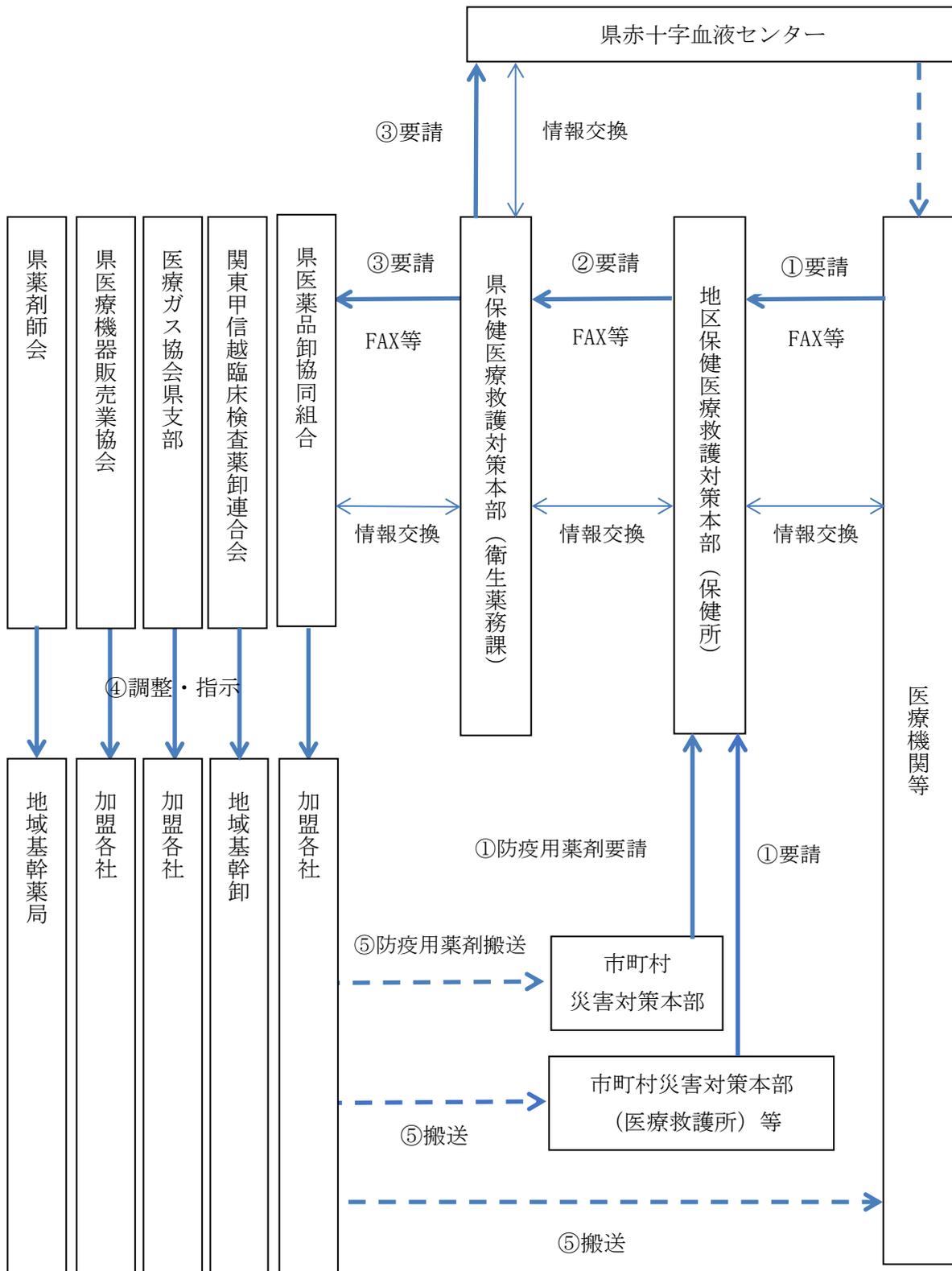
救急輸送体制(2)…医薬品等

■ 県備蓄医薬品等の供給フロー

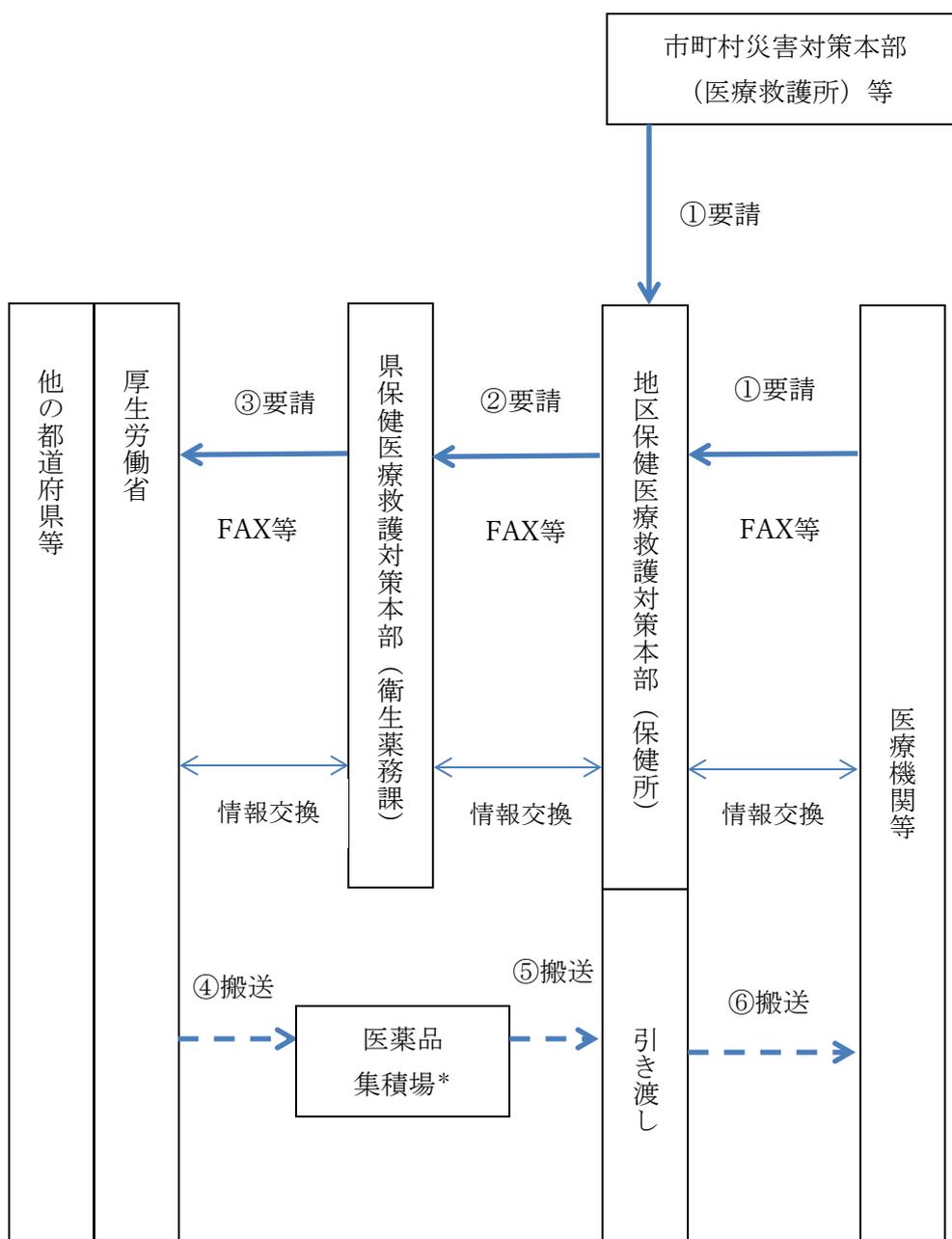


* 指定薬局が卸販売でない場合には地区対策本部が受取に行くものとする。

■ 応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



■ 緊急調達医薬品等の供給フロー



* 集積場は発災後、県本部において設置場所を決定するものとする。

○浸水想定区域要配慮者関連施設一覧

(令和7年3月現在)

No.	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士 川	笛 吹 川	荒 川
1	玉穂ふれあい診療所	山梨県中央市成島2439-1	278-5670	○	○	○
2	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110	273-1111	○		
3	デイサービスセンターゆたんぼ	山梨県中央市中楯1448-1	225-3305	○	○	
4	ケアハウスパンセ	山梨県中央市成島2448-2	274-5050	○	○	○
5	進明園デイサービスセンター	山梨県中央市成島2448-2	274-5055	○	○	○
6	らくえん倶楽部	山梨県中央市極楽寺745-1	273-1294	○	○	○
7	らくえん	山梨県中央市極楽寺748	274-1294	○	○	○
8	ふる里ホーム玉穂げんき村	山梨県中央市乙黒235-1	234-5700	○	○	○
9	玉穂ケアセンター	山梨県中央市乙黒247-1	273-7331	○	○	○
10	だんらん	山梨県中央市乙黒247-1	273-7331	○	○	○
11	老人介護施設クオーレ	山梨県中央市布施3924-1	273-9002	○	○	
12	ふる里ホーム山之神	山梨県中央市山之神74	267-5770	○		
13	デイサービス散歩道	中央市山之神94-41	242-6183	○		
14	田富荘北デイサービスセンター	山梨県中央市山之神912	274-5252	○		
15	田富荘	山梨県中央市西花輪499	274-5000	○	○	○
16	田富荘デイサービスセンター	山梨県中央市西花輪499	274-5000	○	○	○
17	ナーシングホーム西花輪	山梨県中央市西花輪2259	269-9559	○	○	
18	リハビリデイルームのどか	山梨県中央市西花輪2714-1	273-5900	○	○	
19	ぴーすデイサービス	山梨県中央市西花輪2737-7	242-7655	○	○	
20	デイサービス飛鳥Ⅰ	山梨県中央市藤巻1583	278-5830	○	○	
21	玉穂保育園	山梨県中央市成島2387-2	273-2205	○	○	○
22	田富第一保育園	山梨県中央市布施3015	273-3557	○		
23	田富第三保育園	山梨県中央市東花輪1173	273-6220	○	○	○
24	田富北保育園	山梨県中央市山之神22-59	273-6301	○		
25	ミモザ保育園	山梨県中央市下河東1941-3	207-3626	○	○	○
26	認定こども園わかば幼稚園	山梨県中央市井之口937-2	273-5737	○		
27	まみい・キッズこども園	山梨県中央市成島1072-1	273-3522	○	○	○
28	みかさこども園	山梨県中央市白井阿原813-6	273-6386	○	○	
29	ゆりかご愛児園	山梨県中央市若宮12-9	209-2225	○		
30	西はなわ保育園	山梨県中央市西花輪452-2	209-2282	○	○	
31	みんなのいばしょ	山梨県中央市東花輪1844-2	225-5589	○	○	○
32	玉穂れんげ児童館	山梨県中央市成島2266	274-8573	○	○	○
33	田富中央児童館	山梨県中央市布施2382	274-2382	○	○	
34	田富わんぱく児童館	山梨県中央市東花輪1351-1	273-0588	○	○	○
35	田富ひばり児童館	山梨県中央市山之神1156-119	273-1417	○		
36	田富杉の子児童館	山梨県中央市西花輪1415-4	273-1818	○	○	
37	田富すみれ児童館	山梨県中央市布施242-3	274-2353	○		
38	またあした	山梨県中央市白井阿原1658	278-5070	○		
39	三村小学校	山梨県中央市成島2140	273-8711	○	○	

No.	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士 川	笛 吹 川	荒 川
40	玉穂南小学校	山梨県中央市下河東2020	274-1122	○	○	○
41	田富北小学校	山梨県中央市臼井阿原1740-132	273-1760	○		
42	田富南小学校	山梨県中央市西花輪1250	273-9111	○	○	
43	玉穂中学校	山梨県中央市下河東180	273-8211	○	○	○
44	田富中学校	山梨県中央市布施2493	230-7080	○	○	
45	あんど遊Kid'sわかみや	山梨県中央市若宮31-1	236-9150	○		
46	みらいっこ	山梨県中央市若宮31-3	215-0459	○		
47	ル・ヴァン	山梨県中央市成島3508-13	242-8800	○	○	
48	ウエーブ	山梨県中央市極楽寺1284-3-1	225-6575	○	○	○
49	なかよしパック	山梨県中央市乙黒326-9	275-7555	○	○	○
50	山梨YMCAりんごの木	山梨県中央市布施1775-1	235-8543	○	○	
51	ほっとらんにんぐ	山梨県中央市山之神1522-83	278-5070	○		
52	アダストパック	山梨県中央市山之神流通団地2-4-3	275-7555	○		
53	おひさま	山梨県中央市臼井阿原1653-7	288-8827	○	○	
54	L u c e	山梨県中央市西花輪369-3	242-7984	○	○	
55	地域活動支援センターちゅうおう	山梨県中央市下河東620	274-0294	○	○	
56	中巨摩地区広域事務組合 老人保健センター	山梨県中央市一町畑1189	274-0610	○	○	○

○飛行場外離着陸場一覧

地区名	名称	区分	所在地
田 富 地 区	山梨県消防学校グラウンド	場外	中央市今福991
玉 穂 地 区	山梨中央ロジパーク	〃	〃 成島570-7
	山梨大学医学部ヘリポート	緊急	〃 下河東1110
	山梨大学医学部キャンパスグラウンド	〃	〃 〃

○ヘリコプター主要発着場一覧

地区名	ヘリポートの名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署(所) からの 所要時間 (分)
				大型	中型	小型		
田 富 地 区	田 富 小 学 校 校 庭	中央市布施2122	学 校 長	○			180×90	2
	山 梨 県 消 防 学 校 校 庭	〃 今福991	〃		○		70×70	5
	田 富 中 学 校 校 庭	〃 布施2493	〃	○			180×90	2
	釜 無 川 左 岸 土 手	〃 臼井河原	国 土 交 通 省	○				5
	中央市総合防災公園	〃 布施3564-1	市 長	○			110×80	2
玉 穂 地 区	三 村 小 学 校 校 庭	〃 成島2140	学 校 長			○	93×100	7
	ふるさとふれあい広場	〃 乙黒1-1	市 長			○	70×80	7
	中 巨 摩 地 区 公 園	〃 一町畑1189	〃			○	94×123	7
豊 富 地 区	豊 富 小 学 校 校 庭	〃 大鳥居3797	学 校 長		○		80×100	10
	豊 富 農 村 広 場	〃 大鳥居3866	市 長		○		100×100	10

○自衛隊宿泊予定施設一覧

地区名	名 称	所 在 地	宿泊可能人員	備 考
田 富 地 区	田 富 中 学 校 体 育 館	中央市布施2493	230人	
玉 穂 地 区	三 村 小 学 校 体 育 館	〃 成島2140	150	
豊 富 地 区	豊 富 小 学 校 屋 内 運 動 場	〃 大鳥居3800-1	190	

○災害備蓄品一覧

中央市役所

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
非常用飲料水袋(6L)			22,000			
医療						
日赤救急セット			9			
N95 マスク	10	4	40			
フィルター式防塵マスク	100	2	200			
不織布マスク	50	16	800			
ニトリル製グローブ	200	4	800			
AED 日本光電東京(株) カルジオライフ AED2100			1	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
訓練用AED 日本光電東京(株)			1	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
手指用消毒剤 1リットル容器	10	2	20	2020年6月		アルペット 手指消毒用
手指用消毒剤 1リットル容器	10	1	10	2021年7月		アルペット 手指消毒用 R3 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業
布担架(ANS ANS-20)			1	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
マスク (カップ型)			20			
ソフトマスク (使い捨て)	50	115	5,750			
フェイスマスク (使い捨て)	50	41	2,050			
マスク (厚手使い捨て)	50	3	150			
お徳用マスク (使い捨て)	60	6	360			
ファインフィットマスク (使い捨て)	50	1,000	50,000			
ピュアマスク (使い捨て)	100	11	1,100			
マスク (J不織布マスク)	50	520	26,000			
グローブ			100			
シューズカバー			25			
体温計			17			
非接触型温度計			22	2020年6月		非接触放射温度計(ボディーサーモ DT-8806H)
非接触型温度計			3	2020年7月		非接触放射温度計(ボディーサーモ DT-8806H)

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
フェイスタオル			25			
フェイスシールド	100	2	200	2020年7月		IDC/F-100
噴霧器			2			
防護服			30			
防護服セット			300			
防護服セット	66		66	2020年9月		県より貸与
ゴーグル			10			
資機材						
加湿空気清浄機	1	5	5	2020年10月		県より貸与
多機能ラジオ			38	2020年7月		
ハイブリッド発電機			1	2023年10月		R5 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与
パワームーバー(外部給電器)			1			
コードリール(SS-30)			2	2025年1月		R6B&G 研修支援金
ハンドマイク			2			
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDライト			5			
LEDヘッドライト			59	2013年7月		第1・第2 配備職員用
誘導棒(舟山(株)シグナルライト SL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.1～No.20
誘導棒			30	2019年		
土嚢			558			
アルミ製簡易テント(3.0m×4.5m)			3			
グローリーライト(電池付) 船山(株)			7	2012年7月		
バリケード(災害用・中央市)			50	2012年7月		No.1～No.50
バリケード(災害用・中央市)			50	2023年6月		No.1～No.50
ベスト(オレンジ) 【市職員用】			50	2020年4月		
ナカバヤシ 水電池 NOPOPO 災害備蓄用 100本(電池サイズ変換アダプター付)	100	1	100	2012年4月		
ホワイトボード(1171*880)			1	2012年12月		ペン・消去ゴム付き
蓄電池(ソーラーパネルセット)	1		1	2023年12月		富士倉 BA-3000・BA-SP120BS

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
蓄電池（ソーラーパネルセット）	2		2	2024年10月		富士倉 B-2000・BA-SP200BS
蓄電池	5		5	2024年10月		ヨシノ B300 R6 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与

田富防災会館

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
五目ご飯(個食) 50食入り	50	1	50	2021年8月	2026年10月	R3 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業
とうもろこしご飯(個食) 50食入り	50	1	50	2021年8月	2026年9月	R3 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業
飲料水						
飲料水 (500ml、24本入り)	24	1	24	2021年8月	2026年8月	R3 消防防災・自主防災組織等連携促進支援事業 R5.8.23 防災訓練使用 4箱
哺乳瓶(哺乳ボトル)	1	100	100	2014年8月		250ml
食機材						
大釜			6			
移動カマドセット			1	2020年7月		
カマド(3枚1セット)			6			
バーナー(ゴトク)・調整器			8	平成24年7月		星野総合商事株式会社 ガスバーナー(357*544*160)・ホース(5m)・チャッカマンのセット
ガスボンベ(8kg)			14			
ヤカン100 船山(株)			8	2012年7月		
給水タンク(2000)			10			
給水タンク(貯タンくん)			2	2019年9月		
テトラサーバー(飲料用200L)			1	2023年12月		
水中ポンプ			8			
物資						
抗ウイルス耐用寝袋	30	2	60	2020年11月		
紙オムツ(30枚入×4袋)	120	1	120			大人用パンツタイプ スーパーサラサ
紙オムツ(大人用)	54	27	1,458	2014年8月		しっかりガード(大人用オムツL-LL(80-125cm))
紙オムツ(子供用)	150	2	300	2014年8月		サイズM(7kg~10kg)
紙オムツ(子供用)	360	4	1,710	2016年9月		パンパース(新生児スーパージャンボ)

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
安全キャンドル			50			
ブルーシート	4	14	56			7.2*7.2
ブルーシート	4	6	24			
紙食器セット	1	8,000	8,000	2014年8月		割箸、発砲どんぶり、クリアカップ、フットパック中深、先割れスプーン
紙食器セット	1	8,000	8,000	2015年8月		割箸、発砲どんぶり、クリアカップ、フットパック中深、先割れスプーン
紙食器セット	1	8,000	8,000	2016年9月		割箸、発砲どんぶり、クリアカップ、フットパック中深、先割れスプーン
トイレ						
マンホールトイレ	1	15	15			マンホールに取り付けて使用
組立式簡易トイレ「ブルマル」	1	55	55			
電動トイレ(自動パック式トイレ)			2			トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット 600回分
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			1	2024年10月		トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット 250回分・トイレテント・アシストフレーム R6 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			3	2020年8月		ラップポン 付属：ラックーム、バッテリー、DCケーブル、消耗品セット
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			4	2021年3月		ラップポン 付属：ラックーム、バッテリー、DCケーブル、消耗品セット4セット
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			1	2020年8月		ラップポン R2 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 付属：ラックーム、バッテリー、DCケーブル、消耗品セット
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			3	2022年7月		ラップポン 付属：ラックーム、バッテリー、DCケーブル、消耗品セット36セット
電動トイレ(自動パック式トイレ)一式			1	2021年8月		ラップポン R3 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 付属：ラックーム、バッテリー、DCケーブル、消耗品セット12セット
パーソナルテント [トイレ用] 株式会社総合サービス 折畳便器			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
テント付き簡易トイレ		15	15	2017年3月		
テント付き簡易トイレ (要援護者用)		3	3	2015年8月		
災害用トイレ大型テントセット		1	1			
便袋「スケットイレ」	100	10	1,000		1,000	便器に取り付けて使用
便袋「まいにち(株) マイレット P-300」	60	31	9,300	2015年8月		便器に取り付けて使用 (1,825セット、1セットに5袋入っている)

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
便袋「まいにち㈱ マイレットS-100」	100	2	200	2014年3月	200	平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
便袋「加賀屋産業㈱ コンパクトイレセット」	100	26	2,600	2016年9月		
組立式簡易トイレ「プルマル」	5	55	275			簡易トイレに5回分付属
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			600			トイパックII Neo 付属:フィルム凝固剤セット600回分
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			150	2020年8月		ラップボン 付属:ラガード、ハンディバッテリー、DCケーブル、消耗品セット
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			200	2021年3月		ラップボン 付属:ラガード、ハンディバッテリー、DCケーブル、消耗品セット4セット
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			50	2020年8月		ラップボン R2 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 付属:ラガード、ハンディバッテリー、DCケーブル、消耗品セット
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			1,800	2022年7月		ラップボン 付属:ラガード、ハンディバッテリー、DCケーブル、消耗品セット36セット
電動トイレ(自動バック式トイレ) 付属便袋			600	2021年8月		ラップボン R3 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 付属:ラガード、ハンディバッテリー、DCケーブル、消耗品セット12セット
テント付き簡易トイレ用便袋			150	2017年3月		
テント付き簡易トイレ(要援護者用) 便袋			30	2015年8月		
パーソナルテント [トイレ用]			12			ラップボン用
ダンビー			4	2020年8月		ラップボン用
アシストフレーム			2			トイパックII 用手すり
トイレットペーパー	100	10	1,000	2014年8月		
トイレットペーパー	100	10	1,000			
生理用品	1,120	10	11,200	2014年8月		流せるナプキン
医療						
災害多人数用救急箱(50人用)			2	2012年7月		携帯用浄水器(1本)、止血帯(2個)、副木(大中小3本セット×2)、滅菌ガーゼ(S×6枚、M×5枚各5個)、伸縮包帯(M、L各5個)、清浄綿(25包1箱)、湿布材(6枚×3個)、電子体温計(1)、三角巾(特大10枚)、消毒スプレー(100ml×3本)、救急ホータイ(3個)、救急三角巾(10個)、不織布マスク(7枚×3個)、消毒タオル(100枚×1個)、ポリ手袋(6枚×2個)、不織布テープ(3個)、テーピングハサミ(2個)、防水パット(S×6枚、M×5枚各2個)、救急絆創膏(100枚1箱)、耳かき綿棒(50本×2袋)、ツメキリ(1個)、Qマスク(3個)、とげぬきピンセット3点、安全ピン(25

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
						本)、塩、砂糖、メモ帳(2冊)、ボールペン(3本)、日赤監修小冊子(1冊)、アルミケースサイズ:525×350×200mm
医療救護所用医薬品セット (消費期限が切れた医薬品詰替え用)			6	2016年9月		①滅菌カットガーゼ S5cm×5cm(6枚入)×40セット ②滅菌カットガーゼ S7.5cm×7.5cm(5枚入)×40セット ③水性型湿布材ビノケルA(6枚入)24セット ④アルコールタオル(厚手)(ショートドックスーパー)(100枚入)×8セット ⑤救急一発救急ホータイ(品番13113)×24セット ⑥消毒スプレー ジェット&ミストフォーム(ハセフォーム)(100ml)×24セット
救急セット20人分 白十字社			1	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
訓練用AED			3			
寝袋 ロゴス FDコット			30	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
簡易ベッド ロゴス FDコット			24	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	60	3	180	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
多目的簡易ベッド			6	2023年12月		
携帯酸素			24			
ピンセット	10	5	50			
ガーゼはさみ	10	5	50			
簡易担架(レスキューボード)			19	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
噴霧器	1	22	22	2020年7月		除草剤専用乾電池式噴霧器 GT-5SR
資機材						
加湿空気清浄機	1	10	10	2020年10月		県より貸与
マグネシウム空気電池			4	2019年9月		
クイックパーテーション			18			プライバシーゾーン用
アルミ折畳リヤカー			11			FKアルミ組立リヤカー 2019年9月3台購入
訓練用水消火器			19			YTS-3 2019年9月5本購入
発電機			5			大4基、小1基
発電機 ヤマハ EF900iS			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
発電機(タワ)			1			
発電機(ヤマハEF2500I)			5			
20ポートセルフパワーUSBハブ			1	2025年1月		R6B&G 研修支援金

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
3wayUSB 充電ケーブル			10	2025 年 1 月		R6B&G 研修支援金 20 ポートセルフパワーUSB ハブの付属品
3in1USB 充電ケーブル			10	2025 年 1 月		R6B&G 研修支援金
ハイブリッド発電機			1	2023 年 10 月		R5 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与
ガソリン携行缶 (20ℓ)			18			
延長コードドラム ハタヤ コードリール 30m			2	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
延長コードドラム			1			
バルーン投光器 LB42BW-1-F			1	2012 年 1 月		
バルーン投光器 日星工業(株) LEDフィールドドライツ			2	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
ハロゲン投光器			11			三脚、スチール製、ランダム 1000 型 ※三脚 13 脚 2019 年 9 月 3 基購入
レスキューセット			11			
剣スコップ			20			
ゴムボート (アキレス RJB-380 レッド)			2	2012 年 6 月		平成 23 年度消防団安全対策設備整備費補助事業
ゴムボート (アキレス FRB-380)			2	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
アルミオールペア (アキレス D-1)			1	2012 年 6 月		
電動ポンプ (アキレス P-BST12)			2	2012 年 6 月		
ライフジャケット (アキレス D-30)			8	2012 年 6 月		平成 23 年度消防団安全対策設備整備費補助事業
ライフジャケット (日本船具(株) NS-SL-1 オレンジ)			10	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
拡声器 (ユニペックス TR-920)			7	2012 年 6 月		平成 23 年度消防団安全対策設備整備費補助事業
スピーカースタンド (ユニペックス)			7	2012 年 7 月		
ポリエチレン手袋	100	22	2,200	2020 年 7 月		
布コロナマスク	132		132	2020 年 7 月		
養生テープ	30	3	90	2020 年 7 月		
ジャッキ			7			
なた			13			
チェーンソー			2			
ペンチ			15			
トラロープ (100m)			3			

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
土嚢袋	400	4	1,600			
杭 (6 尺)			70			
軍手	12	9	108			
バケツ	1	9	9			
ベスト (赤) 【避難所運営用】			80	2012 年 7 月		
ベスト (赤) 【避難所運営用】			190	2013 年 7 月		
ベスト (オレンジ) 【市職員用】			250	2017 年 7 月		
イージーアップテント (3.0m×6.0m) 横幕 1 張に 6 枚使用、ウエイト 10 キロ			9	2012 年 7 月		
エアーテント一式 (6.0m×6.0m) アキレス(株) ASH-66			1	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
大型エアーテント用 発電機 やまびこ iGE1600M-Y			1	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
大型エアーテント用 暖房 サンポット (株) FF-473CTL			1	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
大型エアーテント用 延長コードドラム ハタヤ コードリール 30m			1	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
大型エアーテント用 蛍光灯 ハタヤ LEDレンカライト 21W			1	2014 年 3 月		平成 25 年度消防団拠点資機材の無償貸付
大型テント	3	1	3			
ワンタッチテント	1		4	2023 年 12 月		

田富コミュニティ防災センター

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
給水用水槽 (0.5t)			2			
物資						
石油ストーブ			4			
医療						
担架			5			
資機材						
発電機			5			大 4 基、小 1 基

臼井水防倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
資機材						
剣スコップ			1			
角スコップ			4			

リバー第二水源

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
給水車(2t)			1			
給水用水槽(1.0t)			1			

田富福祉公園コミュニティセンター

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
医療						
簡易ベッド ロゴス FDコット			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	20	1	20	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セット EK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医薬品・衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年2月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

田富中学校防災倉庫

資料編

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
災害救助用個食タイプ わかめご飯 50食入り	50	100	5,000	2022年1月	2027年5月	
食機材						
移動カマドセット			1			
ガスボンベ (8kg)			1			
給水タンク (200ℓ)			1			
給水タンク (貯タンク)			1			
物資						
パック毛布	10	10	100			
ブルーシート	4	1	4			7.2*7.2
トイレ						
電動トイレ(自動パック式トイレ)			1			トイパック II Neo 付属：フィルム凝固剤セット 600回分
テント付き簡易トイレ		1	1			
電動トイレ(自動パック式トイレ)付属便袋			600			トイパック II Neo 付属：フィルム凝固剤セット 600回分
アシストフレーム			1			トイパック II 用手すり
医療						
災害多人数用救急箱 (50人用)			1			
簡易担架(レスキューボード)			1			
資機材						
マグネシウム空気電池			2			
クイックパーテーション			1			プライベートゾーン用
アルミ折畳リヤカー			1			
発電機 (ヤマ EF2500I)			1			
ガソリン携行缶 (20ℓ)			1			
ハロゲン投光器			1			三脚、スチール製、ランダム 1000型

田富南小学校防災倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
移動カマドセット			1			
ガスボンベ (8 kg)			1			
給水タンク (200ℓ)			1			
物資						
ブルーシート	4	1	4			7.2*7.2
トイレ						
電動トイレ(自動パック式トイレ)			1			トイパック II Neo 付属：フィルム凝固剤セット 600 回分
テント付き簡易トイレ		1	1			
電動トイレ(自動パック式トイレ)付属便袋			600			トイパック II Neo 付属：フィルム凝固剤セット 600 回分
アシストフレーム			1			トイパック II 用手すり
医療						
災害多人数用救急箱 (50 人用)			1			
簡易担架(レスキューボード)			1			
資機材						
マグネシウム空気電池			2			
クイックパーテーション			1			プライベートゾーン用
アルミ折畳リヤカー			1			
発電機 (ヤマハ EF2500I)			1			
ガソリン携行缶 (20ℓ)			1			
ハロゲン投光器			1			三脚、スチール製、ランダム 1000 型

玉穂庁舎

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
大釜			5			5 取っ手 (有：1、無：4)
カマド(3枚1セット)			6			
バーナー (ゴトク)			5			調整器 ×2

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
非常用飲料水袋(6L)			1,000			
給水タンク(100)			3			
濾水器			1			
物資						
パック毛布	10	5	50			
ブルーシート						1.8*2.7、2.7*2.7
ガスボンベ			4			調整器付き
医療						
救急セット			1			
災害救援品			0			日赤 応急手当品・ラジオ・タオル類・石けん類・洗濯品・食器類・文房具
日用品セット			0			日赤 タオル類・石けん類・洗濯品・食器類・文房具
ベッド			0			
担架			3			
資機材						
発電機			3			大2・小3
ハンドマイク			0			
投光器			2			
LEDヘッドライト			77	2013年7月		
誘導棒(舟山(株)シグナルライト SL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業
かま			20			
土嚢			298			
土嚢袋	100	10	1,000			
バケツ	1	5	5			
バリケード(災害用・中央市)			50	2012年7月		
段ボールシート	1,000		1,000	2020年9月		

玉穂勤労健康管理センター

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
医療						
簡易ベッド ロゴス FDコット			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	20	1	20	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
手指用消毒剤 1リットル容器	10	3	30			
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セット EK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医薬品・衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年2月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
N95 マスク	20	1	20			
厚手マスク	50	3	150			
グローブ			10			
シューズカバー			25			
体温計			17			
フェイスタオル			13			
噴霧器			2			
防護服			30			
防護服セット			300			
ゴーグル			10			
資機材						
ハイブリッド発電機			1	2023年10月		R5 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

玉穂総合会館防災倉庫

資料編

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
災害救助用個食タイプ 白飯 50食入り	50	10	500	2023年2月	2028年6月	
災害救助用個食タイプ わかめご飯 50食入り	50	100	5,000	2022年1月	2027年5月	
災害救助用個食タイプ 梅がゆ 50食入り	50	10	500	2023年2月	2028年6月	
食機材						
移動カマドセット			1			
ガスボンベ (8kg)			1			
給水タンク (200ℓ)			1			
給水タンク (貯タンくん)			1			
物資						
ブルーシート	4	1	4			7.2*7.2
トイレ						
電動トイレ(自動パック式トイレ)			1			トイパックⅡNeo 付属:フィルム凝固剤セット 600回分
テント付き簡易トイレ		1	1			
電動トイレ(自動パック式トイレ)付属便袋			600			トイパックⅡNeo 付属:フィルム凝固剤セット 600回分
アシストフレーム			1			トイパックⅡ用手すり
医療						
災害多人数用救急箱 (50人用)			1			
簡易担架(レスキューボード)			1			
資機材						
マグネシウム空気電池			2			
クイックパーテーション			1			プライバシーゾーン用
アルミ折畳リヤカー			1			
発電機 (ヤマハ EF2500I)			1			
ガソリン携行缶 (20ℓ)			1			
ハロゲン投光器			1			三脚、スチール製、ランダム 1000型

三村小学校防災倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
五目ご飯(個食) 50食入り	50	60	3,000	2024年2月	2029年10月	
災害救助用個食タイプ 梅がゆ 50食入り	50	20	1,000	2024年2月	2029年10月	
飲料水						
飲料水 (2L、6本入り) 10年保存飲む温泉V e i l	6	120	720	2019年2月	2029年1月	
食機材						
移動カマドセット			1			
ガスボンベ (8kg)			1			
給水タンク(200ℓ)			1			
物資						
パック毛布	10	45	450			
ブルーシート	4	1	4			7.2*7.2
トイレ						
電動トイレ(自動パック式トイレ)			1			トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット600回分
テント付き簡易トイレ		1	1			
便袋「コンパクトトイレセット」	100	18	1,800			
電動トイレ(自動パック式トイレ)付属便袋			600			トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット600回分
アシストフレーム			1			トイパックⅡ用手すり
医療						
災害多人数用救急箱 (50人用)			1			
簡易担架(レスキューボード)			1			
資機材						
マグネシウム空気電池			2			
クイックパーテーション			1			プライベートゾーン用
アルミ折畳リヤカー			1			
発電機 (ヤマハ EF2500I)			1			
ガソリン携行缶 (20ℓ)			1			
ハロゲン投光器			1			三脚、スチール製、ランダム 1000型

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
大型テント			1			

玉穂南小学校防災倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
移動カマドセット			1			
ガスボンベ (8 kg)			1			
給水タンク (200ℓ)			1			
物資						
パック毛布	10	10	100			
ブルーシート	4	1	4			7.2*7.2
トイレ						
電動トイレ(自動パック式トイレ)			1			トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット 600 回分
テント付き簡易トイレ		1	1			
便袋「コンパクトトイレセット」	100	19	1,900			
電動トイレ(自動パック式トイレ)付属便袋			600			トイパックⅡNeo 付属：フィルム凝固剤セット 600 回分
アシストフレーム			1			トイパックⅡ用手すり
医療						
災害多人数用救急箱 (50 人用)			1			
簡易担架(レスキューボード)			1			
資機材						
マグネシウム空気電池			2			
クイックパーテーション			1			プライベートゾーン用
アルミ折畳リヤカー			1			
発電機 (ヤマハ EF2500I)			1			
ガソリン携行缶 (20ℓ)			1			
ハロゲン投光器			1			三脚、スチール製、ランダム 1000 型

豊富支所

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食機材						
大釜			2			
カマド(3枚1セット)						
バーナー(ゴトク)・調整器			大2・ 小2			
物資						
パック毛布	10	7	84			7箱+14枚
医療						
簡易ベッド ロゴス FDコット			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	20	1	20	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セット EK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医薬品・衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年2月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDヘッドライト			14	2013年7月		第1・第2 配備職員用
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
誘導棒(舟山(株)シグナルライト SL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.41~No.60
土嚢			94			
バリケード(災害用・中央市)			50	2012年7月		No.101~No.150
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
段ボールベッド	1	219	219	2020年8月		県より貸与
段ボールパーテーション	4	186	744	2020年8月		県より貸与
段ボールシート	100		100	2020年9月		
段ボールパーテーション(ダンボール)	2	94	188	2020年8月		

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
32 インチ液晶テレビ・室内アンテナ			1	2020年11月		自主避難所用

大鳥居ふれあいプラザ

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
物資						
パック毛布	10	2	20			

中央市農村公園防災倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
災害救助用個食タイプ 白飯 50食入り	50	128	6,400	2023年2月	2028年6月	
災害救助用個食タイプ 白飯 50食入り	50	40	2,000	2024年2月	2029年10月	
災害救助用個食タイプ わかめご飯 50食入り	50	20	1,000	2023年2月	2028年6月	
災害救助用個食タイプ わかめご飯 50食入り	50	80	4,000	2022年1月	2027年5月	
災害救助用個食タイプ わかめご飯 50食入り	50	31	1,550	2021年2月	2026年6月	
五目ご飯(個食) 50食入り	50	21	1,050	2021年2月	2026年6月	
五目ご飯(個食) 50食入り	50	60	3,000	2024年2月	2029年10月	
とうもろこしご飯(個食) 50食入り	50	21	1,050	2021年2月	2026年6月	
災害救助用個食タイプ 梅がゆ 50食入り	50	40	2,000	2023年2月	2028年6月	
災害救助用個食タイプ 梅がゆ 50食入り	50	20	1,000	2024年2月	2029年10月	
災害救助用炊出しタイプ おかゆ 50食入り	50	80	4,000	2021年2月	2026年7月	
飲料水						
飲料水(2L、6本入り)10年保存飲む温泉水 V e i l	6	57	342	2021年2月	2031年3月	
飲料水(2L、6本入り)10年保存飲む温泉水 V e i l	6	200	1,200	2022年1月	2032年6月	
飲料水(2L、6本入り)10年保存飲む温泉水 V e i l	6	200	1,200	2023年2月	2033年6月	

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
飲料水 (2L、6本入り) 10年保存飲む温泉V e i l	6	200	1,200	2024年2月	2034年6月	
飲料水 (2L、6本入り) 12年保存 ナチュラルミネラルウォーター	6	49	294	2020年2月	2032年12月	
食機材						
非常用給水袋 (6L)	100	11	1,100			
物資						
パック毛布	10	9	90	2013年7月		
トイレ						
便袋「サニタクリーン組織用」	200	5	1,000		1,000	便器に取り付けて使用
便袋「ラップインインスタントトイレ」	200	24	4,800	2013年7月		便器に取り付けて使用

角川水防倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
物資						
パック毛布			50			
資機材						
レスキューセット			6			
剣スコップ			7			
角スコップ			5			

浅利水防倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
物資						
ブルーシート	4	1	4			
資機材						
剣スコップ			5			
角スコップ			5			
チェーンソー			1			
かけや			3			

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
ハンマー			5			
ツルハシ			2			
トラロープ (100m)	5	3	15			
番線 (巻)			2			
番線 (巻)			4			
番線 (巻)			多数			
土嚢袋	50	8	400			
杭 (6 尺)			15			

環状線高架下資材置場物置

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
資機材						
剣スコップ			30			
トラロープ (100m)			2			
大型土嚢袋	10	5	50	2024 年 4 月		

中央市総合防災公園倉庫

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
食料						
災害救助用個食タイプ 白飯 50 食入り	50	60	3,000	2024 年 2 月	2029 年 10 月	
五目ご飯(個食) 50 食入り	50	20	1,000	2024 年 2 月	2029 年 10 月	
災害救助用個食タイプ 梅がゆ 50 食入り	50	20	1,000	2024 年 2 月	2029 年 10 月	
物資						
パック毛布	10	40	400			
トイレ						
電動トイレ(自動バック式トイレ)一式			4	2024 年 10 月		トイレパック II Neo 付属:フィルム凝固剤セット 250 回分・トイレテント・アシストフレーム R6 連携中枢都市圏防災分野分科会より無償貸与
医療						
担架			5			

品名	入数	箱数	合計	購入年月	使用期限	備考
資機材						
レスキューセット			10			
土嚢			30			

〔応援協定等〕

○協定締結一覧表

(令和7年3月7日現在)

No.	締結日	協定名	締結先	概要
1	H18. 4. 20	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	中央市建設協力会	協力会会員が所有する建設資機材及び労働力の提供
2	H18. 4. 1	消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、昭和町	火災時の相互応援の出場
3	H18. 6. 14	中央自動車道消防相互応援協定	上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市	中央自動車道における消防業務に関する相互応援
4	H19. 1. 12	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市	都市間の相互応援協力
5	H20. 7. 25	災害時における水防救難備品の貸与に関する協定	自然体験クラブ エヴォルヴ	水防救難備品（ラフティングボート、ライフジャケット、ヘルメット）の貸与
6	H20. 7. 25	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	甲陽建機リース(株)	仮設資機材（仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品、ストーブ・扇風機等の季節用品、その他）の供給
7	H20. 7. 25	災害時における仮設資機材の供給に関する協定	(株)アクティオ	
8	H20. 7. 28	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	救援物資等の緊急輸送業務
9	H20. 7. 28	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(社)山梨県トラック協会甲府支部	
10	H20. 7. 28	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)クスのサンロード	調達・製造が可能な物資の供給
11	H20. 7. 28	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)くろがねや	調達・製造が可能な物資の供給
12	H20. 7. 28	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)オギノ	調達・製造が可能な物資の供給
13	H20. 7. 28	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)いちやまマート	調達・製造が可能な物資の供給
14	H21. 4. 1	非常用貯水槽の維持管理に関する覚書	甲府市上下水道事業管理者	玉穂南小学校「飲料水兼用防火水槽」の維持管理
15	H21. 10. 16	中央市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店	電力供給に係わる事故停電が発生した場合、東京電力が状況を市民に広報するために防災無線を使用
16	H21. 10	中央市防災行政無線（同報固定系）設備の共用に関する協定	笛吹農業協同組合	J A ふえふきが「農業に関する災害の防止及び農産物の生産、指導その他の農業協同組合の事務に関する情報の周知広報に必要な事項」に限り豊富支所管内への防災無線の使用を許可する

No.	締結日	協定名	締結先	概要
17	H22. 10. 20	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン(株) V S 営業部山梨支店	災害対応型メッセージボード搭載飲料自動販売機の機内飲料の提供
18	H23. 4. 1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	中央市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、各種情報の交換等について、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする
19	H23. 7. 4	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合理事長	石油燃料等の供給
20	H23. 8. 5	洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	(株)いちやまマート	洪水時、屋上駐車スペース使用
21	H24. 1. 31	災害時等の相互応援に関する協定	静岡県御前崎市	食料・資機材・施設・人員の提供派遣
22	H24. 2. 1	災害時等の相互応援に関する協定	静岡県牧之原市	食料・資機材・施設・人員の提供派遣
23	H24. 7. 27	災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	石造物等の倒壊によって緊急車両の通行を妨害するものの除去や二次被害を防ぐ応急措置
24	H24. 8. 17	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)甲府地区建設業協会	無線機の無償貸与による、緊急時の連絡体制の確立
25	H25. 3. 4	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会・山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会	被害家屋状況調査、罹災証明の市民からの相談補助
26	H25. 7. 12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市 他 6 4 市町村	応急物資及び資器材の提供 応急及び復旧に必要な職員の派遣
27	H24. 8. 1	道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店	ごみの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報提供 電力供給に係わる事故停電が発生した場合における防災行政無線の活用
28	H21. 4. 28 H23. 12. 15	災害対策に対する覚書	(乙) アサヒカルピスビバレッジ (丙) イードリンク(株) (丙) レコネール(株)	自販機に付随する備蓄水を飲用に供するもの
29	H25. 9. 11	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	山梨県森林環境部環境整備課 (山梨県カーリサイクル協同組合)	障害物の除去等の協力
30	H26. 2. 12	災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	使用施設を避難所として使用するもの
31	H27. 3. 30	災害時における医療救護に関する協定	中巨摩医師会中央市班	医療救護所を円滑に実施するためのもの
32	H27. 3. 30	災害時における歯科医療救護に関する協定	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医療救護活動を円滑に実施するためのもの
33	H27. 10. 16	災害時における医療救護(薬剤師会)に関する協定	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	医療救護活動を円滑に実施するためのもの
34	H27. 12. 3	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県防災危機管理課	住宅が全壊等した際に、これらの世帯に対し山梨県と市が共同して支援金を支給するもの
35	H26. 3. 28	災害時におけるLPガス供給等に関する協定	山梨県防災危機管理課	避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急燃料としてLPガス等(燃焼器含む)を供給するもの

資料編

No.	締結日	協定名	締結先	概要
36	H27. 9. 30	被災者支援の協力に関する協定	山梨県福祉部保健部衛生業務課 (山梨県理容生活衛生同業組合、 山梨県美容業生活衛生同業組合、 山梨県クリーニング生活衛生同業 組合、山梨県旅館生活衛生同業組 合、山梨県鮪商生活衛生同業組 合、山梨県食肉生活衛生同業組 合、山梨県公衆浴場業生活衛生組 合)	タオルの提供、毛布等のクリ ーニング、宿泊施設を利用し た宿泊・入浴・食事提供、弁 当等の提供、入浴サービスを 提供するもの
37	H27. 10. 14	災害時における遺体の処理 及び埋葬の協力に関する協 定	山梨県福祉部保健部衛生業務課 (山梨県葬祭事業協同組合、全日 本葬祭業協同組合連合会)	遺体の処理及び埋葬に係る物 品の提供をするもの
38	H28. 2. 16	中央市災害ボランティアセ ンターの設置及び運営に関 する協定	(副)中央市社会福祉協議会	災害時において中央市災害ボ ランティアセンターを設置及 び運営することに関すること
39	H28. 2. 16	災害時における福祉避難所 に関する協定	7社会福祉法人(8事業所)・ふる里 ホーム玉穂げんき村・特養らくえん 倶楽部・特養らくえん・特養田富 荘・おひさま・社福ひとふさの葡 萄・ケアハウスパンセ・玉穂ケア センター	大規模な地震及び風水害等の 災害発生時において、援護が 必要な災害時要援護者の受入 に関すること
40	H28. 3. 30	富士山火山噴火時における 西桂町の広域避難に関する 覚書	西桂町	富士山の噴火及び噴火のおそ れがあり、広域避難を要する 場合における、西桂町から中 央市への広域避難に関する事 項を定めたもの
41	H28. 5. 23	災害時における量の提供に 関する協定	5日で5,000枚の約束。プロジェク ト実行委員会	災害時において市からの要請 に応じ、避難所等で使用する 量を提供することについて必 要な事項を定めたもの
42	H28. 12. 12	災害時におけるLPガスの 供給等に関する協定	山梨県エルピーガス協会甲府地区 会	災害時における避難所や救護 所、防災拠点施設等への緊急 用燃料として液化石油ガス等 の供給を行うもの
43	H28. 12. 21	災害時における被災者等相 談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	災害時における被災者等から の相談の要請があった場合、 円滑に対応できるようにするも の
44	H29. 4. 1	災害防災情報等の放送に関 する協定	(株)日本ネットワークサービス	災害防災に関する情報等を住 民等に適切に伝えるための包 括的なもの
45	H29. 1. 24	簡易水位計の管理に関する 覚書	国土交通省関東地方整備局 甲府 河川国道事務所	簡易水位計の設置とシステム の表示の整備のため管理及び 利用について必要な事項を定 めたもの
46	H29. 3. 31	災害時特設公衆電話(特設 公衆電話)の設置及び利用 に関する覚書	東日本電信電話(株)	災害時避難所等において、避 難者の通信の確保を行うもの
47	H29. 6. 27	災害時における生活物資の 供給協力等に関する協定	(株)アダストサービス	災害が発生した場合、生活物 資の供給を協力してもらうも の
48	H29. 7. 6	洪水時における避難施設と しての使用に関する協定	(株)はくばく	洪水時、(株)はくばくが所有す る施設を避難施設として利用 できるもの
49	H29. 12. 11	災害時における被害調査の 支援に関する協定	(株)オーツヤ測量 (株)六測	無人航空機による被害調査
50	H30. 1. 29	大規模災害時における法律 相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	法律相談会の実施

No.	締結日	協定名	締結先	概要
51	H30.10.19	災害時における葬祭業務支援に関する協定	(株)ジットセレモニー	災害時の市民生活の早期安定を図る為に、火葬資機材等の供給等及び遺体の安置等に関すること
52	R1.7.29	災害時における相互応援に関する協定	秋田県大館市	災害時における相互応援
53	R1.9.2	安全安心な街づくりの協力に関する協定	中央市環境事業協同組合	住民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに資する為の情報提供、協力
54	R1.12.5	災害時におけるバス利用に関する協定	山都交通(株)	人員輸送(被災者、ボランティア等)、一時的な避難所、資機材等の輸送
55	R2.3.16	災害時における応急活動の協力に関する協定	(一社)山梨県トラック協会 山梨県トラックターミナル協同組合	山梨県トラックターミナル協同組合内の備蓄倉庫の食料・飲料水等の提供
56	R2.4.23	災害時における段ボール製品の提供に関する協定	(株)内藤	避難所等へ段ボール製品を提供
57	R2.6.12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H.Pのキャッシュサイトの掲載、避難所・避難情報の掲載、被害状況・ボランティア受入れ・救援物資情報の掲載
58	R2.7.20	洪水時における避難施設としての使用に関する協定	協同組合山梨県流通センター	大規模な洪水等による被害発生の際の恐れがある時、保有する施設を一時避難場所として、市民に提供
59	R2.7.20	洪水時における避難施設としての使用に関する協定	(株)日医工山梨	大規模な洪水等による被害発生の際の恐れがある時、保有する施設を一時避難場所として、市民に提供
60	R2.7.30	洪水時における避難施設としての使用に関する協定	むろい(株)	大規模な洪水等による被害発生の際の恐れがある時、保有する施設を一時避難場所として、市民に提供
61	R2.9.18	災害時における緊急避難地としての使用に関する協定	ルートインジャパン(株)	大規模な洪水等による被害発生の際の恐れがある時、運営するホテル建物の一部を緊急避難場所として、市民に提供
62	R3.2.5	災害時における広域避難に関する協定	山梨市	災害が発生、または発生する恐れがあり、指定避難所への避難が困難と判断した場合、相互に広域避難を行う
63	R3.3.12	洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定の覚書	富士観光開発(株)	洪水時、(株)ちぼりスイーツパック&サプライ山梨中央ギフトセンターの屋上駐車スペースを使用
64	R3.7.30	中央市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便(株)田富花輪郵便局及び田富郵便局を代表とする郵便局(田富、田富花輪、豊富、田富流通団地、甲府中央郵便局)	住民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに資する為の情報提供、協力、及び、災害時における相互協力
65	R3.8.2	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	災害発生時、電動車両等の貸与
66	R3.9.10	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	災害時における電力の早期復旧のための役割分担
67	R3.10.21	災害時の次世代自動車等の支援に関する協定	ネットヨタ甲斐(株)	災害発生時、電動車両等の貸与
68	R3.11.5	災害時の燃料電池自動車の貸与に関する覚書	戸田忠雄	災害発生時、トヨタミライの貸与

資料編

No.	締結日	協定名	締結先	概要
69	R3. 11. 12	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書の締結について	三協フロンティア(株)	災害発生時、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ）の供給
70	R4. 3. 7	災害時における支援協力に関する協定	イオンビッグ(株)	食料品、生活必需品の物資の供給 マックスバリュ東海(株)の撤退による協定継承
71	R4. 5. 19	山梨県における広域避難等に関する協定	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	災害が発生、または発生する恐れがあり、指定避難所への避難が困難と判断した場合、山梨県が調整役となり、相互に広域避難を行う
72	R4. 7. 20	災害時における仮設建物等の提供に関する協定	(株)内藤ハウス	災害発生又は発生する恐れがある場合、市民生活の早期安定を目的として、仮設建物等の提供
73	R5. 3. 1	災害時における石油燃料等の供給に関する協定について【萩原石油】	(有)萩原石油	災害発生又は発生する恐れがある場合、相互に協力して石油燃料等の供給を行う
74	R4. 8. 4	甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定	甲府市	地震そのほかの非常時における、給水の安全性の確保を図るための、水道水を相互に融通する連絡管の設置
75	R5. 5. 16	災害時における避難施設としての使用及び支援協力に関する協定	富岳通運株式会社	大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、所有する施設を一時的な避難施設として住民を受け入れる
76	R5. 11. 2	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社シャトレゼリゾート八ヶ岳	大規模災害等による被害発生の恐れがある時、保有する施設を緊急避難場所として、市民に一時的に提供
77	R5. 12. 12	災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定	株式会社アインホールディングス	災害時における応急物資及び生活必需の調達・運搬
78	R6. 3. 26	災害時における応急活動の支援に関する協定	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、昭和町、山梨県厚生農業協同組合連合会	災害が発生した場合、応急活動に対する支援を行う（健診車等）
79	R6. 8. 8	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	災害が発生した場合、移動式宿泊施設等を提供する
80	R6. 10. 31	災害時における支援協力に関する協定	株式会社オスカー	災害救援活動に従事する者の衣服類のクリーニング、使用済み防災備蓄用毛布の衛生処理保存、物資の支援
81	R6. 11. 7	災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	一般社団法人 日本RV協会	災害が発生した場合や防災訓練等の実施に際し、キャンピングカーの提供
82	R7. 2. 10	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	大規模災害が発生した際の被災者支援

〔通信施設〕

○市内無線局一覧

(1) 県防災行政無線局一覧（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
ぼうさい あんぜん センター	有	8:30～ 17:15	中央市今福9 91	防災安全 センター	(055) 273-1048	県内	0	衛星端末局 260MHz (単一)
” ちゅうおう	”	”	中央市臼井 阿原301-1	中央市 田富庁舎	(055) 274-2111	”	0	”

(2) 消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

甲府地区

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
田富ポンプ1外	有	常時	中央市臼井 阿原275-3	田富 出張所	(055) 273-0999	甲府地区 管内	4	
玉穂ポンプ1外	”	”	中央市成島2 384-1	玉穂 出張所	(055) 273-0699	”	3	
中道ポンプ1外	”	”	甲府市右左 口町3187	中道 出張所	(055) 266-4042	”	3	

〔消防関係〕

○消防力の現況

(1) 消防水利一覧

(平成31年4月1日現在)

種別 地区別	合計	公設 消火栓	私設 消火栓	公設 貯水槽	私設 貯水槽	溜池	貯水池	プール	濠池 ・井戸	河川・ 溝等	簡易水道 消火栓
中央市	946	812	7	121	6	0	0	8	2	0	221

(2) 消防車両及び小型動力ポンプ配置状況

(令和6年4月1日現在)

配置場所	車両名等 合計	普通 ポンプ車	高規 格車	救急 車	小型動力 ポンプ	水槽付 ポンプ車
南消防署	玉穂出張所	3	1	1	1	
	田富出張所	3	1	1	1	
	中道出張所	3	1	1	1	

(3) 消防団員数及び機械一覧

(令和6年4月1日現在)

消防団別	区分	条例定数	実員合計	階級							機械			機械置場	団本部車両		
				団長	副団長	指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	ポンプ車	可搬ポンプ積載車			積載車	
中央市消防団	本団		26	1	3	3						19					1
	玉穂分団		87				2	4	12	12	57	2	10		12		1
	田富分団	465	141				3	6	14	14	104	2	12	4	15		
	豊富分団		149				3	6	6	6	128	6		2	6		1
	計	465	403	1	3	3	8	16	32	32	308	10	22	6	33		3

(4) 中央市消防団緊急車両一覧

(ポンプ車)

(令和6年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年度	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	第 4 部	CD-1	800	さ	2305	H12	24年
2	田 富 第 2 分 団	第 2 分 団	CD-1	830	す	2119	H22	14年
3	豊 富 第 1 分 団	第 1 部	CD-1	801	と	1	H14	22年
4	豊 富 第 1 分 団	第 2 部	CD-1	800	ち	2	H16	20年
5	豊 富 第 2 分 団	第 3 部	CD-1	88	そ	3795	H10	26年
6	豊 富 第 2 分 団	第 4 部	CD-1	830	つ	24	H29	7年
7	豊 富 第 3 分 団	第 5 部	CD-1	800	つ	5	H15	21年
8	豊 富 第 3 分 団	第 6 部	CD-1	800	さ	2328	H12	24年
9	玉 穂 第 1 分 団	第 3 部	CD-1	800	す	746	H24	12年
10	玉 穂 第 2 分 団	第 7 部	CD-1	830	つ	911	H17	16年

(可搬ポンプ積載車)

(令和6年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年度	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	第 1 部	軽 車 両	80	あ	838	H11	26年
2	田 富 第 1 分 団	第 2 部	軽 車 両	80	あ	1271	H15	21年
3	田 富 第 1 分 団	第 3 部	軽 車 両	880	あ	388	H20	16年
4	田 富 第 1 分 団	第 5 部	軽 車 両	880	あ	211	H18	18年
5	田 富 第 1 分 団	第 13 部	軽 車 両	880	あ	331	H19	17年
6	田 富 第 2 分 団	第 6 部	軽 車 両	880	あ	332	H19	17年
7	田 富 第 2 分 団	第 7 部	軽 車 両	880	あ	212	H18	18年
8	田 富 第 2 分 団	第 8 部	軽 車 両	880	あ	1223	H30	6年
9	田 富 第 3 分 団	第 9 部	軽 車 両	80	あ	1376	H16	21年
10	田 富 第 3 分 団	第 10 部	普 通 車 両	830	す	3119	H19	12年
11	田 富 第 3 分 団	第 11 部	軽 車 両	80	あ	1150	H14	19年
12	田 富 第 3 分 団	第 14 部	軽 車 両	880	あ	795	H25	11年
13	玉 穂 第 1 分 団	第 1 部	軽 車 両	80	あ	1108	H13	23年
14	玉 穂 第 1 分 団	第 2 部	軽 車 両	880	あ	330	H19	17年
15	玉 穂 第 1 分 団	第 4 部	軽 車 両	880	あ	465	H21	15年
16	玉 穂 第 1 分 団	第 5 部	軽 車 両	80	あ	1165	H14	22年
17	玉 穂 第 1 分 団	第 6 部	軽 車 両	880	あ	92	H17	19年
18	玉 穂 第 2 分 団	第 8 部	軽 車 両	880	あ	466	H21	15年
19	玉 穂 第 2 分 団	第 9 部	軽 車 両	880	あ	389	H20	16年
20	玉 穂 第 2 分 団	第 10 部	軽 車 両	80	あ	1004	H12	24年
21	玉 穂 第 2 分 団	第 11 部	軽 車 両	80	あ	1179	H14	22年
22	玉 穂 第 2 分 団	第 12 部	軽 車 両	880	あ	1224	H30	7年

資料編

(その他、団本部車両)

(令和6年4月1日現在)

番号	分団	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
						導入年度	経過年数
1	田 富 第 1 分 団	軽 二 輪 車	1	く	99-60	H17	19年
2	田 第 第 2 分 団	軽 二 輪 車	1	く	99-61	H17	19年
3	田 富 第 3 分 団	軽 二 輪 車	1	く	99-62	H17	19年
4	田 富 分 団	投 光 車	80	あ	724	H8	28年
5	豊 富 分 団	投 光 車	80	あ	915	H11	25年
6	豊 富 分 団	水 槽 車	800	す	404	H23	13年
7	本 団	指 令 車	831	ぬ	119	R4	2年
8	本 団	指 令 車	830	て	911	H21	15年
9	本 団	指 令 車	800	さ	1124	H11	25年

○消防防災施設等整備計画

整備年度	事業内容	数量	配置場所	事業名等
平成27年度	防災備蓄倉庫（14㎡）	1棟	玉穂南小	
	災害備蓄品購入事業		全域	
平成28年度	マンホールトイレ設置事業	1棟	田富小	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫（16㎡）	1棟	田富中	
	災害備蓄品購入事業		全域	
平成29年度	災害緊急用トイレ設置事業		玉穂総合会館	下水道地震対策緊急整備事業
	水槽付消防ポンプ車（CD-1型）	1台	豊富第2分団第4部	
	防災備蓄倉庫（8㎡）	1棟	玉穂総合会館	
	災害備蓄品購入事業		全域	
平成30年度	災害緊急用トイレ設置事業			
	小型動力ポンプ付積載車	2台	田富第2分団第8部 玉穂第2分団第12部	
	災害備蓄品購入事業			
平成31年度	災害備蓄品購入事業		全域	
令和2年度	災害緊急用トイレ設置事業		総合防災公園	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫（20㎡）	1棟	田富北小	
	災害備蓄品購入事業		全域	
令和3年度	災害緊急用トイレ設置事業		田富北小	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫（20㎡）	1棟	豊富小	
	災害備蓄品購入事業		全域	
令和4年度	災害備蓄品購入事業		全域	
令和5年度	災害備蓄品購入事業		全域	
令和6年度	防災備蓄倉庫（3㎡）	1棟	環状線高架下	
	災害備蓄品購入事業		全域	

○応急給水用施設・資機材保有数

種 別	能 力	保有数	所 管
配水池	1,300.0m ³	1基	水道課
配水池	2,650.0m ³	1基	水道課
飲料水兼用防火水槽	100.0m ³	1基	水道課
飲料水兼用防火水槽	60.0m ³	2基	水道課
簡易給水タンク	1.0m ³	6基	水道課
簡易給水タンク	1.0m ³	1基	水道課（簡水）
非常用貯水池	100 t	1基	水道課（簡水）
貯水タンク	2.0m ³	20基	危機管理課
貯水タンク	2.0m ³	1基	水道課
給水車	2.0m ³	1台	水道課
給水車	4.0m ³	1台	管財課（温泉）
貯水のう	5.0m ³	1基	総務課

○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

(令和7年3月現在)

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
ENEOSグローブ エナジー(株)山梨支店	ビレッチハウス玉穂	81	中央市井之口1112-6
	ビレッチハウス玉穂成島	82	中央市成島1140-3
(株)ミツウロコヴェッセル	鍛 冶 新 居 団 地	322	中央市山之神鍛冶新居街区128-1
	田 富 桜 団 地	281	中央市東花輪1351
	山 王 団 地	280	中央市東花輪山王200
	コ ナ ガ イ 玉 穂 団 地	165	中央市西新居河原40
日本瓦斯(株)甲府営業所	田 富 団 地	92	中央市布施1106-2
山光石油(株)	山梨県営住宅東花輪団地	73	中央市東花輪字三味屋敷1035-1

○液化石油ガス貯蔵タンク施設

(令和7年3月現在)

事 業 所 名	タンク設置場所	貯蔵タンクの内容			備 考
		形状	設置数	最大貯蔵量	
山梨流通(株)本社事業所	中央市布施1357	横型	2	35 t	充てん所

〔水防関係〕

○河川水位観測所一覧

(1) 水位観測所

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機(通報)	はん濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	氾濫危険(危険)	関係管理団体	所管
富士川 (釜無川を含む)	浅原橋	中央市臼井河原	中北峡南	4.3	4.6	—	—	中央市・甲斐市・昭和町・南アルプス市市川三郷町富士川町	国土交通省
笛吹川	桃林橋	中央市大田和	中北峡南	1.8	2.5	—	—	市川三郷町・中央市・甲府市	国土交通省
鎌田川	鎌田川	中央市藤巻字東河原2863番	中北	3.3	4.6	5.3	5.7	中央市	県
芦川	芦川橋	西八代郡市川三郷町市川大門字向新田3079-1番地先	峡南	0.5	0.8	1.3	1.4	中央市・市川三郷町	県
浅利川	浅利川作興橋	中央市浅利字七蔵2215番3	中北	0.7	1.2	—	—	中央市	県

(2) 危機管理型(簡易型)水位計(県管理)

(令和6年4月1日現在)

河川名	市町村	設置個所	所管事務所	河川名	市町村	設置個所	所管事務所
浅利川	中央市	浅利地先	中北	仲川	中央市	大鳥居(城原橋)地先	中北
神明川(中央)	中央市	極楽寺地先	中北	仲川	中央市	大鳥居(わで橋)地先	中北
山王川	中央市	下河東地先	中北	大森川	中央市	大鳥居(新永鞍橋)地先	中北
常永川	中央市	山の神地先	中北	大森川	中央市	大鳥居(一之沢橋)地先	中北
常永川	中央市	臼井阿原地先	中北	七覚川	中央市	高部地先	中北
神明川	中央市	中楯地先	中北	鎌田川	中央市	乙黒	中北
浅利川	中央市	大鳥居(学校橋)地先	中北	神明川	中央市	中楯	中北
浅利川	中央市	大鳥居(更生橋)地先	中北	渋川	中央市	極楽寺	中北

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険区域一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和5年5月29日現在)

指定区域名	面積 (ha)
浅利田見堂	7.71
高部	
高部の2	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(令和5年5月29日現在)

指定区域名	郡市	大字	字	元号	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
浅利田見堂	中央	浅利	浅利	昭和	46.11.15	437	0.53	9
高部	中央	高部	伊勢塚他	昭和	52.12.12	421	3.4	10
高部	中央	高部他	前山他	昭和	54.07.05	251	3.32	15
高部の2	中央	高部	東林	平成	41.02.17	468	0.46	10

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

(令和5年7月27日現在)

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山－4	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部－3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	田見堂Ⅱ	○	浅利	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱの2	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	一の沢Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	水上Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	円光寺裏Ⅱ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡの2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	上手	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	浅利川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の3		関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	アヤグサ沢	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	仲川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	三頭沢川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	上手川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川の2		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川の1		大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－1	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川－3	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川－1	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川－2	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106

○山地災害危険地一覧

(平成30年3月31日現在)

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
						人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
関原	有	有	無	8.00	一部概成	136				4	県道
関原	有	有	無	0.33	一部概成		46			1	その他
関原	有	有	無	4.07	一部概成		40			1	林道
関原	有	有	無	3.00	無		45			1	その他
大鳥居	有	有	無	3.42	一部概成	147				6	林道
大鳥居	有	有	無	4.60	一部概成		18				林道
大鳥居	有	有	無	1.93	一部概成		18				その他
大鳥居	有	有	無	2.37	無		12				その他
大鳥居	有	有	無	1.13	一部概成		19				その他
大鳥居	無	有	無	2.18	一部概成	260	15			16	県道

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)調査地区	治山事業進捗状況	公共施設等					
						人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
浅利	無	無	無	7	無			8			その他
高部	無	有	無	6	一部概成		27			1	その他
高部	無	有	無	2	無		11				その他
浅利	無	有	有	4	無		24				県道
大鳥居	無	無	無	3	無						その他
大鳥居	有	有	無	11	無			8	2		その他
木原	無	無	無	5	無				2		その他

○農業用ため池一覧

(令和4年4月1日現在)

名称	形式	所在地	貯水量m ³	防災重点農業用ため池(防災重点ため池)
竹輪池	コンクリート堰堤	中央市 高部	1,836	—

〔地区防災計画策定状況〕

○地区防災計画策定状況一覧

計画名	自治会・自主防災会
中央市リバーサイド地区防災計画	リバーサイド第一自治会 リバーサイド第二自治会 リバーサイド第三自治会
東花輪第三自治会防災計画	東花輪第三自治会
町之田地区防災計画	町之田自主防災会
中央市関原自主防災連合会地区防災計画	関原北上自主防災会 関原北下自主防災会 関原南上自主防災会 関原南下自主防災会
臼井第一自治会地区防災計画書	臼井阿原第一自治会
極楽寺地区防災計画	極楽寺自治会
中央市高部地区防災計画	宇山自主防災会 高部自主防災会 新道自主防災会 角川自主防災会
東花輪第二地区防災計画	東花輪第2自治会
中央市木原地区防災計画	木原自主防災連合会（向井・中木・中尾）の3自主防災会
桜地区防災計画	桜自治会
西花輪第二自治会防災計画	西花輪第2自治会

〔文化財〕

○指定文化財一覧

(令和4年3月31日現在)

No.	名称	指定	種別	員数	時代	所在	所有・管理者	指定年月日
1	木造薬師如来坐像	国	彫刻	1躯	平安	下三条88	歎盛院	明治39年9月6日
2	木造聖観音菩薩立像	国	彫刻	1躯	平安	下河東880	永源寺	明治39年9月6日
3	旧小井川郵便局	国登	建造物	1棟	近代	布施	個人	平成10年12月11日
4	八幡穂見神社本殿	県	建造物	1棟	江戸	布施2034	八幡穂見神社	昭和4年5月13日
5	甲斐国志草稿本及び編集諸資料	県	書跡	3152点	江戸	西花輪	個人	昭和40年8月19日
6	上窪遺跡墓跡出土品一括	県	考古資料	54点	平安	臼井阿原301-1	中央市	平成30年3月1日
7	浅利与一層塔附五輪塔6基	県	建造物	6基	鎌倉	大鳥居1621	大福寺	昭和46年4月8日
8	木造薬師如来坐像	県	彫刻	1躯	平安	大鳥居1621	大福寺	平成18年4月27日
9	木造聖観音及び諸尊像	県	彫刻	5躯	平安	大鳥居1621	大福寺	平成29年9月7日
10	大福寺破損仏群	市	歴史資料	37点	平安	大鳥居1621	大福寺	平成19年12月5日
11	木造釈迦如来坐像	市	彫刻	1躯	室町	下三条88	歎盛院	平成8年9月24日
12	木造聖観音菩薩坐像	市	彫刻	1躯	室町	中楯1332	龍徳寺	平成8年9月24日
13	木造彩色延命地藏菩薩立像	市	彫刻	1躯	平安	木原1076	延命寺	平成4年2月10日
14	木造毘沙門天・持国天立像	市	彫刻	2躯	鎌倉	乙黒661	蓮華寺	平成5年2月22日
15	木造薬師如来坐像	市	彫刻	1躯	平安	乙黒624	蓮華寺	平成23年2月1日
16	木造普化禪師坐像	市	彫刻	1躯	江戸	下河東880	永源寺	昭和50年3月2日
17	古文書	市	文書	1通	江戸	下河東880	永源寺	平成5年2月22日
	葵金具付御簾		工芸品	2竿				
18	明暗寺尺八	市	工芸品	2管	江戸	乙黒	個人	昭和50年3月2日
19	明暗寺屋根瓦	市	工芸品	2枚	江戸	乙黒	個人	昭和50年3月2日
				1枚		下河東880		
20	三星院の梵鐘	市	工芸品	1口	江戸	木原1800	三星院	平成15年6月6日
21	石造六地藏菩薩立像	市	彫刻	6躯	江戸	関原1314	慈運院	平成4年2月10日
22	有泉家の算木	市	歴史資料	1式	江戸	大鳥居	個人	平成26年4月8日
23	三井家文書	市	書籍	9点	戦国	山之神	個人 山梨県立博物館寄託	平成28年3月3日
24	八幡大神社本殿附棟札	市	建造物	1棟	江戸	西花輪3976	八幡大神社	昭和63年2月9日
25	長徳院本堂	市	建造物	1棟	江戸	西花輪1446	長徳院	平成11年10月1日
26	諏訪神社本殿	市	建造物	1棟	江戸	東花輪700	諏訪神社	昭和63年2月9日

No.	名称	指定	種別	員数	時代	所在	所有・ 管理者	指定年月日
27	王塚古墳	市	史跡		古墳	大鳥居4256	大鳥居 自治会	昭和45年3月1日
28	王塚古墳石碑	市	歴史資料	1基	近代	大鳥居4256	大鳥居 自治会	令和4年1月7日
29	田安明神	市	史跡		江戸	大鳥居1967	大鳥居 自治会	昭和45年3月1日
30	平田宮第2遺跡出土 木製品	市	考古資料	136点	平安	臼井阿原301- 1	中央市	平成19年12月5日
31	山宮のケヤキ	市	天然記念 物	1本	樹齡 700年	大鳥居2764-1	浅間愛 鷹神社	昭和45年5月30日
32	延命寺のイチョウ	市	天然記念 物	1本	樹齡 300年	木原1076	延命寺	平成4年2月10日
33	石原家のケヤキ	市	天然記念 物	3本	樹齡 500年	関原	個人	平成4年2月10日
34	粘土節	市	無形民俗		近代			昭和56年3月
35	石造十王像附奪衣婆 像・懸衣翁像	市	有形民俗	10軀附 各1軀	江戸	大鳥居194	龍光院	平成7年9月18日

〔 条 例 等 〕

○中央市防災会議条例

(平成18年2月20日)
(条 例 第 14 号)

最新改正 平成24年条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 市の自治会連合会の会長
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(任期)

第4条 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及

び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則 (平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○中央市災害対策本部条例

(平成18年2月20日)
(条例第15号)

最新改正 平成24年条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

○中央市地震災害警戒本部条例

(平成18年2月20日)
(条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中央市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○中央市水防協議会条例

(平成18年2月20日)
(条例第17号)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、中央市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(顧問及び参与)

第2条 市長は、必要と認めるときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及びその代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○中央市コミュニティ防災センター条例

(平成18年2月20日)
(条例第18号)

最新改正 令和5年条例第14号

(設置)

第1条 市民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、コミュニティ防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市コミュニティ防災センター

位置 中央市布施1555番地1

(事業)

第3条 中央市コミュニティ防災センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- (2) 防災に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターの管理及び業務は、総務部危機管理課に属する職員をもってこれに充てる。

(平24条例6・平26条例2・令5条例14・一部改正)

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(この日が前2号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日)
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第7条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずる

資料編

ことができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町コミュニティ防災センター設置及び管理条例（昭和58年田富町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○中央市防災公園条例

(平成18年2月20日)
(条例第19号)

最新改正 平成18年条例第195号

(設置)

第1条 市民に防災及び水防に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材及び水防資機材を備蓄するため、防災公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市防災公園

位置 中央市臼井阿原字川向1903番地39

(施設の種類)

第3条 中央市防災公園（以下「防災公園」という。）の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

(1) 防災会館

(2) 水防倉庫

(管理)

第4条 防災公園は、市が管理する。

(平18条例195・一部改正)

(職員)

第5条 防災公園内防災会館に、必要な職員を置くことができる。

(施設利用の範囲)

第6条 防災公園の施設の利用は、原則として中央市の市民に限るものとする。

(施設利用の許可)

第7条 防災公園の施設を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。

(1) 公益又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 各施設の目的に反し、又は管理上支障があると認められるとき。

(3) 営利を目的とする利用と認められたとき。

(4) その他市長が利用させることが適当と認められないとき。

(修復費用の負担)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は汚損した場合は、その修理又は補充に要する費用について、市長の認定する額を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

資料編

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町防災公園設置及び管理運営に関する条例（平成14年田富町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成18年条例第195号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

○中央市消防団の設置等に関する条例

(平成18年2月20日)
(条例第165号)

(趣旨)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3項の規定に基づき、中央市消防団を設置する。

2 前項の消防団の区域は、中央市全域とする。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

○中央市消防団の組織等に関する規則

(平成18年2月20日)
(規則第116号)

最新改正 令和2年規則第28号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づく、中央市消防団(以下「消防団」という。)の組織及び消防団員(以下「団員」という。)の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(令2規則28・一部改正)

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に分団を置く。

- 2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。
- 3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

(役員等)

第4条 消防団に団長、副団長、指導部長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責めに任ずる。
- 3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

(平28規則1・一部改正)

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(令2規則28・一部改正)

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

第7条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

第8条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。
- (2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令の下に行動しなければならない。
- (3) 機械、器具その他消防団の設備及び資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用しては

ならない。

(災害出場)

第9条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第10条 水火災現場へ出場し、及び引き返す場合、消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

第11条 消防団は、消防長の命令を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

(平28規則1・令2規則28・一部改正)

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災その他の災害現場に到着した団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防衛及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第13条 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り、責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(平28規則1・一部改正)

(放火の疑いのある場合の措置)

第15条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

(平28規則1・一部改正)

(教養及び訓練)

第16条 団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(団員の階級並びに訓練、礼式及び服制)

第17条 団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項については、消防庁が定める基準による。

(平24規則14・一部改正)

(表彰)

第18条 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。

(2) 賞状は、団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

第19条 市長は、団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当し、その功労が顕著であるものに対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 防火思想の普及

(3) 消防設備の強化拡充についての協力

(4) 水火災現場における人命救助

(5) 水火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し消防団に対してなした協力

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

(文書簿冊)

第20条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 団員名簿

(2) 人事発令簿

(3) 沿革誌

(4) 日誌

(5) 設備資材台帳

(6) 区域内全図及び消防設備等配置図

(7) 消防計画

(8) 各種手当支給簿

(9) 給与品及び貸与品台帳

(10) 消防法規及び諸通知文書綴り

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における消防団の組織、役員及び任期は、第3条、第4条第1項及び第5条の規定にかかわらず、合併前の玉穂町消防団、田富町消防団及び豊富村消防団ごとに、それぞれ合併前の玉穂町消防団の組織等に関する規則（昭和42年玉穂町規則第1号）、田富町消防団の組織等に関する規則（昭和48年田富町規則第1号）又は豊富村消防団の組織等に関する規則（昭和55年豊富村規則第7号）の規定によるものとする。

附則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成28年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和2年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中央市消防団の組織等に関する規則第5条第1項の改正規定 令和3年4月1日
- (2) 第2条の改正規定 令和6年4月1日

別表（第3条関係）

（平19規則5・全改、平21規則9・一部改正）

分団及び部の担当区域

分団名	部	担当区域(自治会名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3

資料編

分団名	部	担当区域(自治会名)
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

別記 様式 (第6条関係)

略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和5年 規則第14号

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、一人一日当たり三百四十円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内の額とする。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千二百三十円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(1) 被服、寝具及び身の回り品

(2) 日用品

(3) 炊事用具及び食器

(4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
	夏季	四月から九月まで	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円
冬季	十月から三月まで	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
	夏季	四月から九月まで	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円
冬季	十月から三月まで	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。

(二) 助産は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。

(四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

(一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内の額とする。

(3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(イ) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり七十万六千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十四万三千円

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

(一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。

(1) 生業費 一件当たり 三万円

(2) 就職支度金 一件当たり 一万五千元

(四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

(1) 貸与期間 二年以内

(2) 利子 無利子

(五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

(三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 教科書代

(イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百二十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 一人当たり四千八百円

(ロ) 中学校生徒 一人当たり五千円

(ハ) 高等学校等生徒 一人当たり五千六百元

(四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

(一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

(1) 棺(附属品を含む。)

(2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(3) 骨つぼ及び骨箱

(三) 埋葬のために支出することができる費用は、一体当たり二十一万九千円以内の額(死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十七万五千二百円以内の額)とする。

(四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

(一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

(一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班によつて行う。

(四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千五百円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

(一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十三万八千七百円以内の額とする。

(三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理

(7) 救済用物資の整理配分

(二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

(1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万五千三百円

(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万六千八百円

(3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万五千六百元

(4) 救急救命士 一人一日当たり一万四千六百元

(5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千五百円

(6) 大工 一人一日当たり二万七千七百元

(7) 左官 一人一日当たり二万八千二百円

(8) とび職 一人一日当たり二万六千七百元

資料編

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額

〔様 式〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死 者 の 生 じ た 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建 築 面 積 延 べ 面 積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	} 計 棟		焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世 帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台 人			
	消 防 団		台 人			
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機 人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物 質 名			
	施設の区分 1 危険物施設 2 高危険混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消 防 防 災 へ り こ ぷ た ー	機	人	
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	計 人	負傷者等 人(人)
	不明 人		{ 重症 人(人) { 中等症 人(人) { 軽症 人(人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動 状			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名 _____（第 _____ 報）

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死者		人	重傷		人	住 家 被 害	全壊		棟	床 上 浸 水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床 下 浸 水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部 破損		棟	未 分 類		棟
	119番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の 設 置 状 況	(都道府県)						(市町村)						
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区		分		被 害		区		分		被 害		都道府県	市町村					
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha			公 立 文 教 施 設	千円		災 害 の 対 策 本 部 況	小 計	千円					災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体	
	報告者名				畑	流出・埋没	ha			農 林 水 産 業 施 設	千円				の	公 共 土 木 施 設	千円					そ の 他
			学 校	冠 水		ha				畜 産 被 害	千円		他	水 産 被 害		千円		被 害 総 額	千円		119番通報件数	
区	分			被 害	病 院	道 路	箇所			そ の 他	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体			の	商 工 被 害	千円			災 害 の 概 況		
	人 的 被 害	死 者	人			道 路	橋 り よ う	箇所				の	そ の 他	千円			他	電 話 回 線				応 急 対 策 の 状 況
うち災害関連死者		人		河 川	港 湾		箇所			の	ガ ス 戸				他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	そ の 他	
負 傷 者	行 方 不 明 者	人			砂 防	清 掃 施 設	箇所				の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	電 気 戸				他	そ の 他
	重 傷	人		鉄 道 不 通		被 害 船 舶	隻			の		電 気 戸			他		ガ ス 戸			他		そ の 他
住 家 被 害	全 壊	棟			水 道 戸	電 話 回 線					の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
		棟		電 話 回 線		電 気 戸				の		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		他		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		他		そ の 他
半 壊	棟				電 気 戸	ガ ス 戸					の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
	棟		電 気 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			の	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	そ の 他		
一 部 破 損	棟				ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			の	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	そ の 他		
床 上 浸 水	棟				ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			の	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	そ の 他		
床 下 浸 水	棟				ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			の	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		他	そ の 他		
非 住 家	公 共 建 物	棟			火 災 発 生	建 物 件					の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他
	そ の 他	棟		火 災 発 生		危 険 物 件				の		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		他		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		他		そ の 他
					火 災 発 生	そ の 他 件					の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			他	そ の 他

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

区 分		被害	都 道 府 県 本 災 害 部	名 称				
公 共 文 教 施 設	千円			災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	設 置	年 月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	年 月 日 時		
公 共 土 木 施 設	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体		計 団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円		災 害 適 用 市 救 助 村 法 名				
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
					計 団体			
	そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名								計
		発 生 年 月 日								
人的被害	死 者	人								
		うち災害関連死者	人							
	行方不明者	人								
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公 共 建 物	棟							
		そ の 他	棟							
	り 災 世 帯 数	世帯								
り 災 者 数	人									
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害	千円									
被 害 総 額	千円									
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人									
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人									

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名							計
		発 生 年 月 日							
人的被害	死	者	人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学	校	箇所						
	病	院	箇所						
	道	路	箇所						
	橋	りょう	箇所						
	河	川	箇所						
	港	湾	箇所						
	砂	防	箇所						
	清	掃施設	箇所						
	鉄	道不通	箇所						
	被	害船舶	隻						
水	道	戸							

区 分	災 害 名		発生年月日						計
電	話	回線							
	電	気 戸							
ガ	ス	戸							
そ の 他	ブ ロ ッ ク 堀 等	箇所							
火 災 発 生	建	物 件							
	危	険 物 件							
	そ	の 他 件							
り	災 世 帯 数	世帯							
り	災 者 数	人							
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
小 計	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額	千円								
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	人	人	人	人	人	人	人	
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	人	人	人	人	人	人	人	

○各種救助に係る様式

様式 1

市町村名		地区別被害状況調査表																			保健福祉事務所名						
																					調査時刻			年月日時分			
																					報告時刻			年月日時分			
区分		人的被害					住家の被害															備考					
地区別	死亡	行方不明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水			計						
			重傷	軽傷		棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟		世帯	人員			

様式3

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名	
		報告年月日・時刻	
		年月日時分	
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)	(5) 死体の捜索	①捜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	②避難者数 (世帯 人)		②捜索対象
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳 (/ 世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③捜索地域
	(/ 世帯 人)		④捜索方法 (具体的)
	(/ 世帯 人)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	(/ 世帯 人)		②処理件数 大人 (12歳以上) 体
	(/ 世帯 人)		子供 (12歳未満) 体
	(/ 世帯 人)		③検案者
	(/ 世帯 人)		④安置場所 () 体
(/ 世帯 人)	() 体		
(/ 世帯 人)	() 体		
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延	(7) 埋葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延	②埋葬者数 人	
(4) 災害を受けた者の 救出	ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延	(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時
	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	②支給状況 中学生 人	
	②地区名	小学生 人	
③救出人員 世帯 名	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
④救出方法 (具体的)		②作業箇所 箇所	
		(10) 家屋の応急修 理	③作業方法
			①修理月日 月 日 時～ 月 日 時
		②修理家屋 箇所	
		③修理方法	

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()
 調査責任者職氏名 印
 立会人職氏名 印

調査票

整理番号No.

年 月 日現在

世帯主氏名		住所					避難先						
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあった住家		棟 (自家、借家)					被害にあった非住家		棟 (自家、借家)				
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割					調査責任者の意見						
世帯類型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他											
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()											

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支額	備考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

物資の給与状況

市町村名 ()

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構 成員	給与月日	物資給与の品名						実支出 額	備考
				布団	毛布	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 所属職氏名 印

様式11

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した市町村名	診 療 状 況		死 体 検 案 数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 要 概 要			
		人		人	円	
計						

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 機 関	療 名	患 氏	者 名	診 療 期 間	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
					入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
				月 日					円	
計	機関		人							

様式13

助産台帳

市町村名 ()

分娩者氏名	分娩日	分娩時間	助産機関名	分娩期間	金額	備考
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

年 月 日	救 出 人 員	救出用機械・器具								実支 出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	月 日	修 繕 費	摘 要			
計											

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (附属品 を含む)	埋 葬 又 火 葬 料	骨 箱	計
計		人							

遺体搜索状況記録簿

市町村名 ()

年月日	搜索人員	搜索用機械・器具							実支出額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式19

遺 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年 月 日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死 体 の 一 時 保 存 費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式21

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上料			修 理 費				燃料 費	実支 出額	
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕費			故障の 概要
			種類	台数	金額	登録番 号	所有者					
計												

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事 殿

発 信 者 名
(中央市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1	要請団体	発信者					
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4	発生場所 目標	(市・町・村) 目標					
5	発生日時	年	月	日	曜日	時	分頃
6	事故概要又は災害概要						
7	気象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s	気温 警報・注意報)	℃
8	必要資機材						
9	出場先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地	病院
10	搬送先 臨着場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地	病院
11	傷病者等	住所 氏名	生年月日	年	月	日	歳
		傷病名	程 度	重・中・軽	男・女		
12	現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
14	他の航空機の活動要請	(有・無) 機関名	機数			機	
15	要請日時	年	月	日	曜日	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2	到着予定時間	年	月	日	曜日	時	分
3	活動予定時間	時間			分		
※その他の特記事項							
			受信者				

〇県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式 3 - 4 - 2)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上 非住家床下
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防 (県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先 (住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①高齢者等避難	②避難指示	③緊急安全確保 ④自主
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)	受信者 日 時	氏名 年 月 日 時 分

※市町村→地方連絡本部 (地域県民センター) →災害対策本部情報収集班

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) →地域県民センター

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4 - 6 - 1)

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害（棟）			
3 火災（棟）			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地域県民センター→県本部

報告者

電話

F A X

〔参考資料〕

○山梨県地震被害想定調査概要版（令和5年5月）

山梨県地震被害想定調査
概要版令和5（2023）年5月
山梨県

1

1. 調査の目的

～地震から大切な命を守るために～

【目的】

- 地震発生による被害をできる限り減らす対策を検討するために、最新の知見や近年の災害から得られた教訓を踏まえて、想定できる最大の被害を見積りました。
- 従来の被害想定では被害の因果関係が分かりにくかった予測について、できる限り明らかにし「**誰が何をしたら被害を軽減できるか**」を示しました。
- この結果を踏まえ、県民の皆様が地震への備えを進め、県や市町村、関係機関が連携して全県一体となった万全の対策で被害を最小限に抑えるよう取り組みます。

【調査の背景】

- 本県では、阪神・淡路大震災（平成7年（1995年））を契機に地震被害想定調査を行い、平成8年（1996年）にその結果を公表しました。その後、中央防災会議が新たな東海地震の想定震源域を示したことを踏まえ、東海地震被害想定調査を行い、平成17年（2005年）にその結果を公表しました。
- 東日本大震災（平成23年（2011年））のほか、熊本地震（平成28年（2016年））等、大規模な地震が発生し、地震被害に関する様々な知見が得られています。



過去の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、被害地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、**今回新たな地震被害想定調査を実施しました。**

【活用】

- 県及び市町村の地域防災計画、県強靱化計画等に反映させ、効果的な防災施策を進めていくための資料とします。
- 地震発生時の被害様相を正しく理解していただき、耐震化や家具固定、水・食料の備蓄など事前に備えるべき内容を県民の皆様が確認し、対策するための資料とします。
- 県全体の防災意識の向上・防災知識の普及を図り、自助・共助・公助の取り組みにつなげます。

最大の被害を想定し全県一体となった万全の対策で最小の被害に！

2

2-1. 山梨県の被害想定（前回調査との変更点）

○ 前回調査から変更した項目

- 最新の科学的知見に基づき県内に被害を及ぼす想定地震の見直しを行いました。
例)南海トラフの地震:想定外をなくすという観点からM9クラスの巨大地震を想定
新たな国(地震調査研究推進本部)の長期評価:曾根丘陵断層帯 M6.1 → M7.3
- 甲府盆地周辺において谷や川筋などの軟弱地盤を区別するため50mメッシュの精緻な地盤モデルを作成しました。
- 建物の被害想定は、全ての建物を対象に調査を実施しました。
- 被害予測手法は可能な限り因果関係を明らかにし、被害軽減に誰が何を行えばよいのかを示しました。
例)建物耐震化による建物被害、人的被害の低減
家具固定による人的被害の低減
住民の初期消火向上による建物被害、人的被害の低減

○ 新たに追加した被害想定項目

- 空き家、別荘など山梨県の地域的な課題について予測を行いました。
- 経済被害の予測を行いました。
- 災害シナリオは期間・項目ごとの様相だけでなく、県民目線の被害様相を示すため、例として共働き世帯と単身高齢者世帯のシナリオも作成しました。

3

2-2. 山梨県の被害想定（前回調査との変更点一覧）

	前回調査	今回調査	※赤字は変更点	
想定地震	①H17東海地震 (M8.0) ②南関東直下プレート境界 (M7.0) ③糸魚川-静岡構造線 (M7.0) ④釜無川断層 (M7.4) ⑤曾根丘陵断層 (M6.1) ⑥藤の木・菱川断層 (M7.0)	①南海トラフの巨大地震 (東側ケース) M9クラス (Mw9.0) ②首都直下地震 (M7クラス立川市直下) M7クラス (Mw7.3) ③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間 M7.4 (Mw6.8) ④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間 M7.6 (Mw7.0) ⑤曾根丘陵断層帯 M7.3 (Mw6.8) ⑥鳥山断層 M7.0 (Mw6.5) ⑦身延断層 M7.0 (Mw6.5) ⑧塩沢断層帯 M6.8 (Mw6.4) ⑨富士川河口断層帯 セグメントA:M7.2(Mw7.3)、セグメントB:M8.3 (Mw7.8) ⑩【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ) M8クラス (Mw8.0)		
想定単位	500mメッシュ (甲府盆地内250mメッシュ)	250mメッシュ (甲府盆地周辺50mメッシュ)		
自然災害の予測項目	・地震動 ・液状化 ・斜面崩壊	・地震動 ・液状化 ・崖崩れ等 (土砂災害警戒区域)		
主な予測項目	・建物被害:床面積20m ² /階以下の建物を除く (約35万棟) ・火災被害 ・人的被害 ・ライフライン被害 (電力、上水道、下水道、ガス:都市ガス・LPガス、通信:固定電話) ・交通被害 (道路、鉄道) ・生活支障 (避難者、医療機能、住機能、清掃衛生) ・帰宅困難者 ・災害廃棄物 ・地震防災対策の課題と提言	・建物被害:全建物対象 (約58万棟) ・火災被害 ・人的被害 ・ライフライン被害 (電力、上水道、下水道、ガス:都市ガス・LPガス、通信:固定電話・携帯電話) ・交通被害 (道路、鉄道) ・生活支障 (避難者、物資、医療機能、住機能、保健衛生・防疫・遺体処理、空き家・別荘、災害関連死) ・帰宅困難者 ・災害廃棄物 ・防災施策効果の評価 ・危険物施設、防災上重要施設、文化財、孤立集落 ・経済被害		
その他の項目	・災害シナリオの作成	・災害シナリオの作成 ・県民アンケートによる防災意識調査		

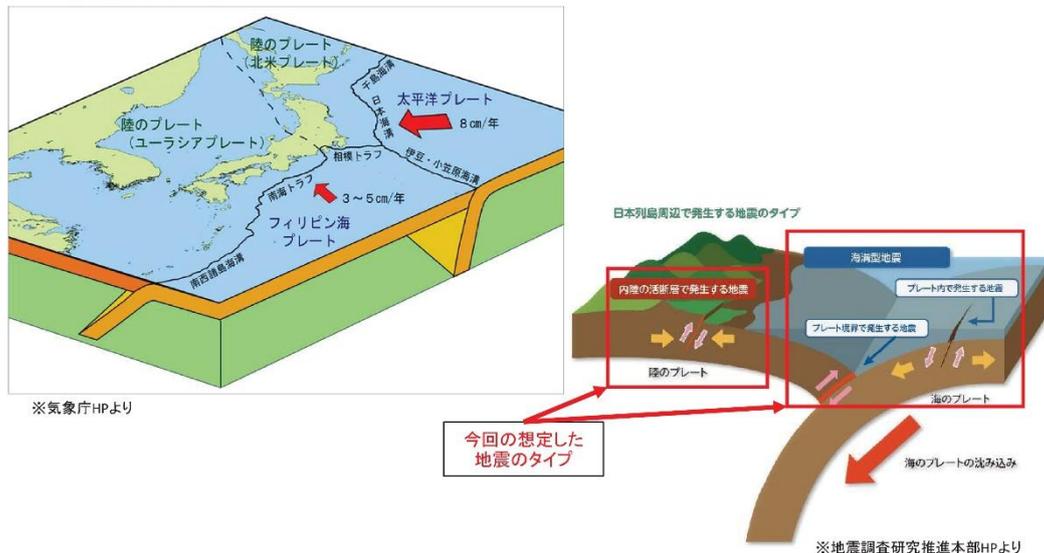
マグニチュード (M) : 地震の規模を示す指標で、震央距離と揺れの大きさから計算されます。Eを地震のエネルギー (J)、Mを地震のマグニチュードとすると、 $\log E = 4.8 + 1.5M$ の関係があります。マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約32倍となり、マグニチュードが2大きくなるとエネルギーは1,000倍となります。

モーメントマグニチュード (Mw) : 地震の岩盤のずれの短尺 (すれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) を基にして計算した地震の規模 (マグニチュード) です。

4

3-1. 山梨県の被害想定の対象地震（対象地震の考え方）

- 山梨県はプレートの沈み込みによる海溝型地震や、内陸の活断層による地震の影響を受けます。
- 中央防災会議、地震調査研究推進本部の公表内容や近年の調査を踏まえ想定地震を設定しました。



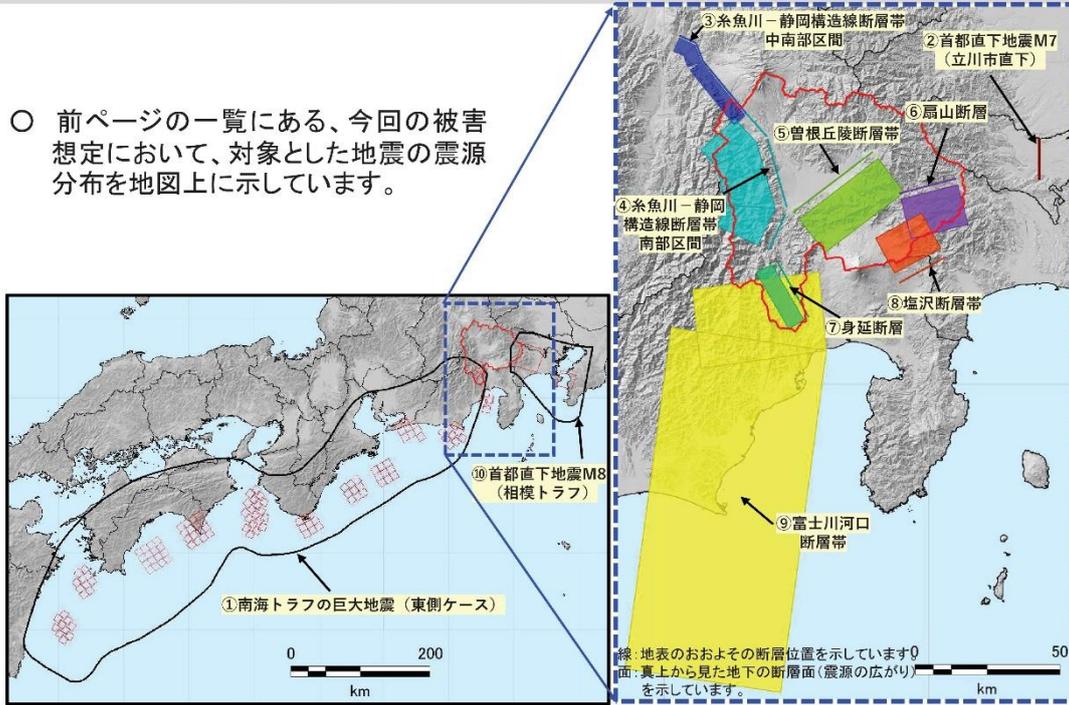
3-2. 山梨県の被害想定の対象地震（対象地震の地震規模等）

対象地震（海溝型）	地震規模 M (M _w)	30年以内の 地震発生確率	対象地震（活断層）	地震規模 M (M _w)	30年以内の 地震発生確率
①南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	M9クラス (9.0)	70~80%※1	③糸魚川-静岡構造 線断層帯中南部区間	7.4 (6.8)	0.9~8%
②首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	M7クラス (7.3)	70%程度※2	④糸魚川-静岡構造 線断層帯南部区間	7.6 (7.0)	ほぼ0~0.1%
⑩【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	M8クラス (8.0)	ほぼ0~6%	⑤曾根丘陵断層帯	7.3 (6.8)	1%
地震発生確率は算定基準日2022年1月1日の長期評価によります。			⑥扇山断層	7.0 (6.5)	—※3
※1：南海トラフの地震の震源域でM8以上の巨大地震が発生する確率であり、必ずしもM9クラスが70~80%の確率で発生することを意味したものではありません。			⑦身延断層	7.0 (6.5)	不明
※2：南関東地域のどこかでM7程度の地震が発生する確率であり、必ずしも立川市直下で地震が発生することを意味したものではありません。			⑧塩沢断層帯	6.8 (6.4)	4%以下
※3：扇山断層は国（地震調査研究推進本部）による主要活断層帯の長期評価対象外です。			⑨富士川河口断層帯	A: 7.2 (A: 7.3) ※4	10~18% または 2~11%※5
※4, 5：富士川河口断層帯：地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載しています。国による長期評価M8.0とは異なります。発生確率については長期評価では、過去の活動時期などについて、2つの可能性が考えられることから、2つのケースに分けて評価されています。				B: 8.3 (B: 7.8) ※4	

注：南海トラフの巨大地震については、内閣府は、複数の地震発生ケースを想定しており、そのうち「基本ケース」と全体として揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」を被害想定を行う地震として選定しています。今回の山梨県の調査では、内閣府の想定した地震のうち、山梨県における揺れが大きい「東側ケース」を被害想定の対象地震としました。

3-3. 山梨県の被害想定の対象地震（対象地震の震源分布）

○ 前ページの一覧にある、今回の被害想定において、対象とした地震の震源分布を地図上に示しています。



4. 被害想定結果

4-1. 地震ごとの主な被害のまとめ

○ 今回の被害想定(抜粋)の主な結果を示します。

被害項目(抜粋)		単位	南海トラフの 巨大地震 (東側ケース)	首都直下地震 M7 (立川市直下)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 中南部区間	糸魚川-静岡 構造線断層帯 南部区間	曾根丘陵 断層帯	扇山断層	身延断層	塩沢断層帯	富士川河口 断層帯	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)
建物被害	全壊	棟	60,017	4,299	19,542	72,761	94,102	2,227	488	2,580	24,474	27,085
	半壊	棟	57,951	12,091	27,224	54,443	54,554	6,021	2,425	5,333	34,737	21,594
人的被害	死者	人	3,019	202	1,088	3,491	3,843	114	14	104	1,219	1,044
	負傷者	人	16,254	1,612	6,847	18,283	20,008	881	136	826	7,899	4,613
ライフライン被害	上水道 断水人口	人	391,676	41,803	52,117	253,969	415,126	49,896	9,435	47,756	95,752	121,289
	下水道 支障人口	人	58,314	20,472	14,672	28,013	48,696	25,810	4,612	27,614	24,583	77,238
ライフライン被害	電力 停電人口	人	623,786	198,684	189,454	442,793	593,101	134,150	53,483	119,136	298,449	183,818
	通信 支障回線	回線	599,068	192,889	187,869	422,302	555,669	131,599	53,509	118,281	286,515	193,297
	都市ガス 停止件数	件	24,023	-	-	15,184	24,023	-	-	-	-	15,184
LPガス 被害件数	件	920	131	187	438	723	294	31	307	143	889	
避難者	人	140,329	9,738	32,373	140,635	207,242	9,960	1,673	10,814	48,839	53,443	

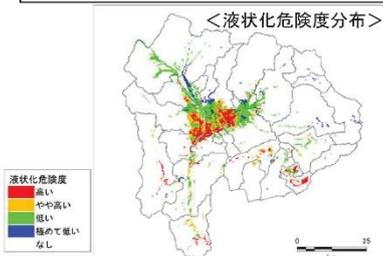
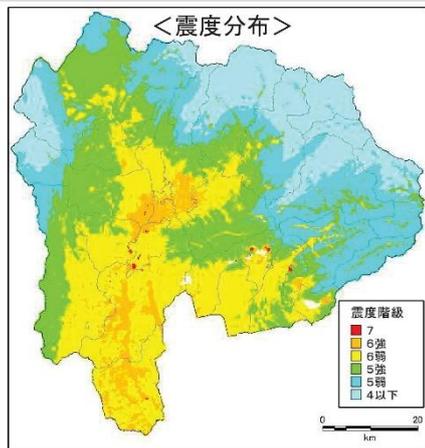
※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速9m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
 ※ライフラインのうち、上水道・電力は最大となる冬18時、下水道・通信は最大となる冬5時のものを示しています。
 ※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。
 ※避難者は最大となる1週間後の数値です。

<前回の主な調査結果>

被害項目	H17東海地震	南関東直下 プレート境界	糸魚川-静岡 構造線	蓋無川断層	曾根丘陵断層	藤の木・ 愛川断層
建物全壊・ 全焼棟数 (棟)	7,705	1,792	15,431	53,123	17,033	38,629
死者(人)	371	101	733	2,425	809	1,828
住居制約者 (人)	109,211	22,581	86,639	206,970	90,187	177,702

※冬18時のものを示しています。(H17東海地震の死者のみ冬5時)

4-2. 山梨県の被害想定(南海トラフの巨大地震(東側ケース))

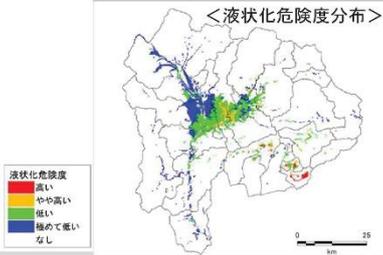
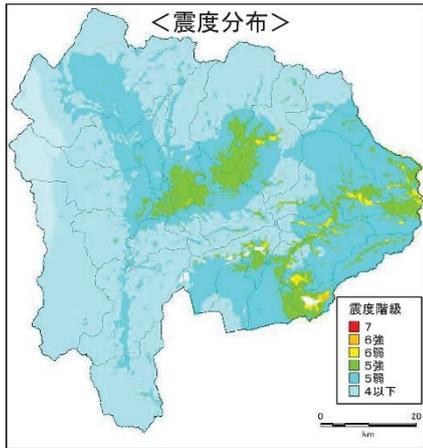


○ 比較的震源に近い県中西部の揺れが大きく、特に揺れやすい地盤の一部の地域で最大震度7の強い揺れが想定されます。

建物被害(全壊・全焼)	60,017 棟
要因別	
揺れ	52,542 棟
火災	6,002 棟
液状化	1,351 棟
土砂災害	122 棟
人的被害(死者)	3,019 人
要因別	
揺れ	2,811 人
火災	121 人
家具の転倒等	76 人
土砂災害	11 人
人的被害(負傷者)	16,254 人
要因別	
揺れ	14,943 人
家具の転倒等	1,229 人
火災	69 人
土砂災害	13 人
ブロック塀・ 自動販売機の転倒	0 人
屋外転倒物・落下物	0 人
避難者(1週間後)	140,329 人
要因別	
避難所内	70,164 人
避難所外	70,164 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
 ※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-3. 山梨県の被害想定（首都直下地震M7（立川市直下））



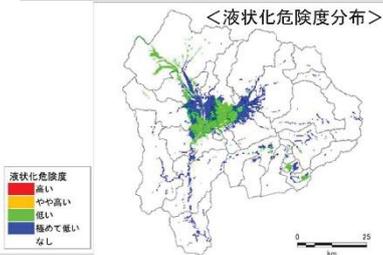
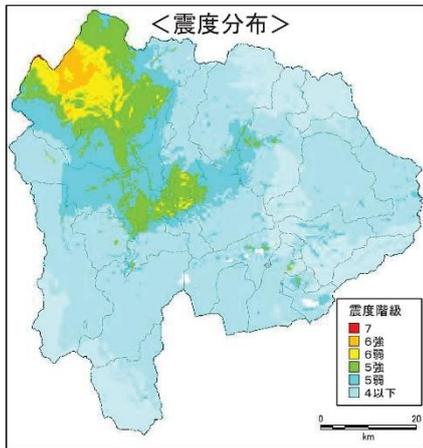
※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

○ 震源断層に近い県東部及び富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部の地域で最大震度6強の揺れが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	4,299 棟	
要因別	揺れ	3,235 棟
	液状化	770 棟
	火災	229 棟
	土砂災害	65 棟
人的被害（死者）	202 人	
要因別	揺れ	193 人
	土砂災害	5 人
	家具の転倒等	4 人
	火災	0 人
人的被害（負傷者）	1,612 人	
要因別	揺れ	1,501 人
	家具の転倒等	104 人
	土砂災害	6 人
	火災	0 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	9,738 人	
要因別	避難所内	4,869 人
	避難所外	4,869 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-4. 山梨県の被害想定（糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間）



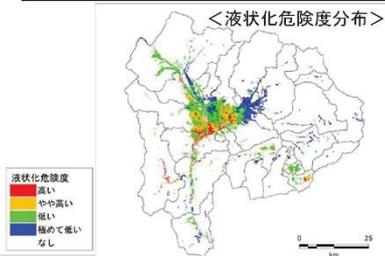
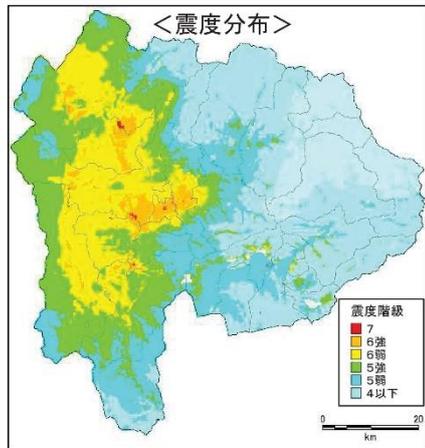
※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

○ 震源断層に近い県北西部で震度6強～震度7となる。甲府盆地でも、一部の地域で最大震度6弱の揺れが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	19,542 棟	
要因別	揺れ	18,490 棟
	火災	580 棟
	液状化	455 棟
	土砂災害	16 棟
人的被害（死者）	1,088 人	
要因別	揺れ	1,073 人
	家具の転倒等	11 人
	火災	2 人
	土砂災害	1 人
人的被害（負傷者）	6,847 人	
要因別	揺れ	6,648 人
	家具の転倒等	195 人
	火災	3 人
	土砂災害	2 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	32,373 人	
要因別	避難所内	16,187 人
	避難所外	16,187 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-5. 山梨県の被害想定（糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間）



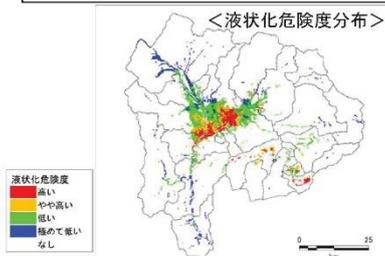
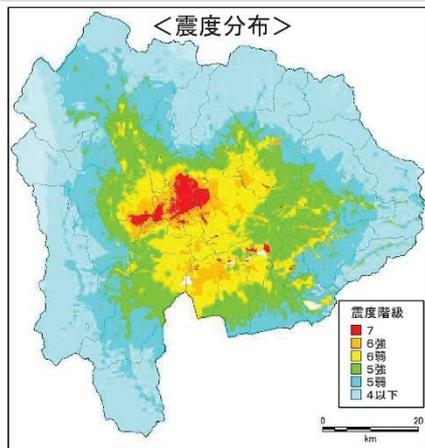
○ 広範囲で震度6弱以上となる。破壊の進行方向にあたる県北西部で特に揺れが大きく、最大震度7が想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	72,761 棟
要因別	
揺れ	66,746 棟
火災	4,897 棟
液状化	1,051 棟
土砂災害	67 棟
人的被害（死者）	3,491 人
要因別	
揺れ	3,262 人
火災	148 人
家具の転倒等	76 人
土砂災害	6 人
人的被害（負傷者）	18,283 人
要因別	
揺れ	17,022 人
家具の転倒等	1,175 人
火災	79 人
土砂災害	7 人
ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	140,635 人
要因別	
避難所内	70,317 人
避難所外	70,317 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

13

4-6. 山梨県の被害想定（曽根丘陵断層帯）



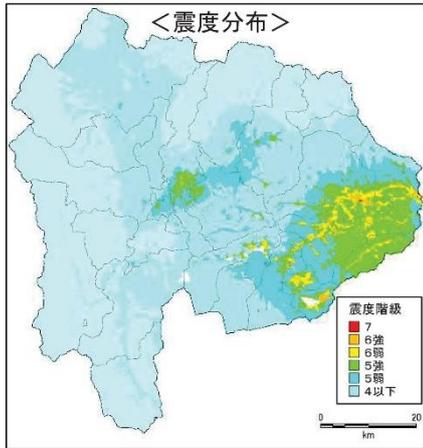
○ 甲府盆地の揺れが極めて大きくなり、最大震度7の領域が広く分布することが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	94,102 棟
要因別	
揺れ	79,643 棟
火災	13,169 棟
液状化	1,198 棟
土砂災害	93 棟
人的被害（死者）	3,843 人
要因別	
揺れ	3,463 人
火災	237 人
家具の転倒等	135 人
土砂災害	8 人
人的被害（負傷者）	20,008 人
要因別	
揺れ	17,776 人
家具の転倒等	2,101 人
火災	122 人
土砂災害	9 人
ブロック塀・自動販売機の転倒	1 人
屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	207,242 人
要因別	
避難所内	103,621 人
避難所外	103,621 人

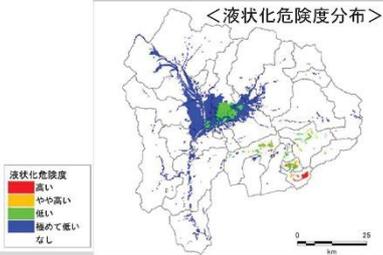
※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

14

4-7. 山梨県の被害想定（扇山断層）



○ 県東部で揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の強い揺れが想定されます。

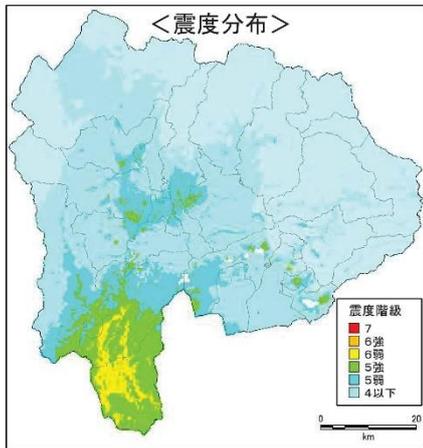


※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

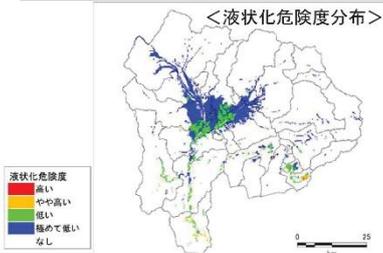
建物被害（全壊・全焼）	2,227 棟	
要因別	揺れ	1,808 棟
	液状化	336 棟
	土砂災害	61 棟
	火災	22 棟
人的被害（死者）	114 人	
要因別	揺れ	105 人
	土砂災害	5 人
	家具の転倒等	4 人
	火災	0 人
人的被害（負傷者）	881 人	
要因別	揺れ	784 人
	家具の転倒等	90 人
	土砂災害	6 人
	火災	0 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	9,960 人	
要因別	避難所内	4,980 人
	避難所外	4,980 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-8. 山梨県の被害想定（身延断層）



○ 震源断層の直上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強が想定されます。

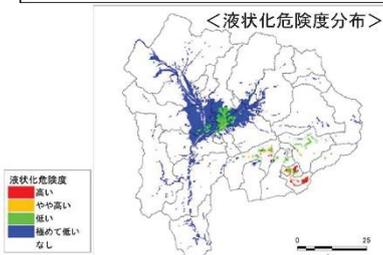
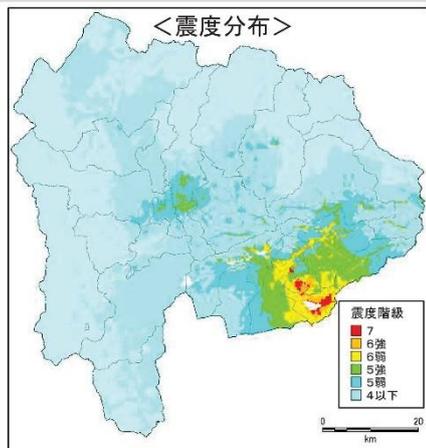


※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

建物被害（全壊・全焼）	488 棟	
要因別	液状化	282 棟
	揺れ	176 棟
	土砂災害	30 棟
	火災	- 棟
人的被害（死者）	14 人	
要因別	揺れ	11 人
	土砂災害	2 人
	家具の転倒等	1 人
	火災	0 人
人的被害（負傷者）	136 人	
要因別	揺れ	110 人
	家具の転倒等	23 人
	土砂災害	3 人
	火災	0 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	1,673 人	
要因別	避難所内	836 人
	避難所外	836 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-9. 山梨県の被害想定（塩沢断層帯）



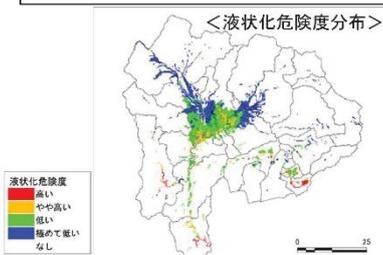
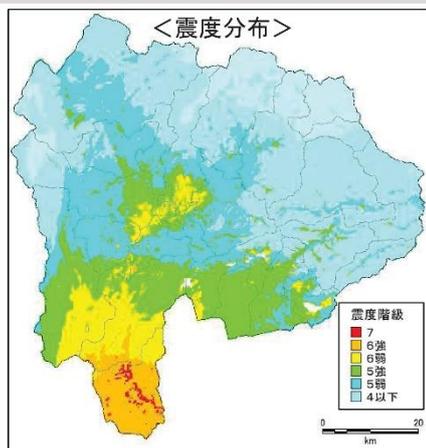
※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

○ 断層付近で揺れが大きく、富士五湖地域では最大震度7の強い揺れが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	2,580 棟	
要因別	揺れ	2,100 棟
	液状化	285 棟
	火災	163 棟
	土砂災害	32 棟
人的被害（死者）	104 人	
要因別	揺れ	97 人
	家具の転倒等	4 人
	土砂災害	2 人
	火災	0 人
人的被害（負傷者）	826 人	
要因別	揺れ	728 人
	家具の転倒等	94 人
	土砂災害	3 人
	火災	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
避難者（1週間後）	10,814 人	
要因別	避難所内	5,407 人
	避難所外	5,407 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-10. 山梨県の被害想定（富士川河口断層帯）



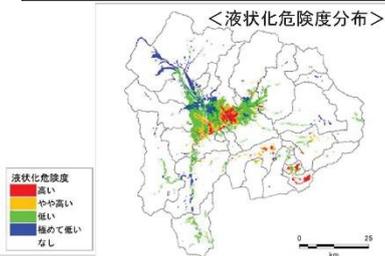
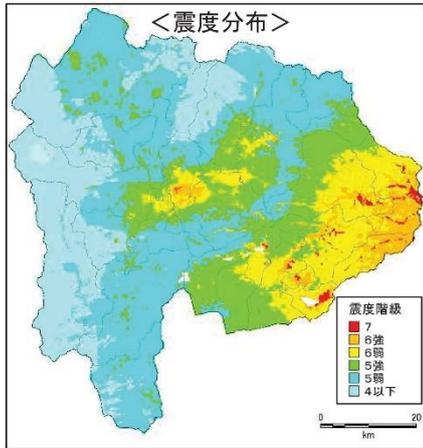
※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

○ 県南西部で揺れが大きく、一部地域で最大震度7の強い揺れが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	24,474 棟	
要因別	揺れ	21,263 棟
	火災	2,235 棟
	液状化	901 棟
	土砂災害	75 棟
人的被害（死者）	1,219 人	
要因別	揺れ	1,176 人
	火災	19 人
	家具の転倒等	17 人
	土砂災害	6 人
人的被害（負傷者）	7,899 人	
要因別	揺れ	7,564 人
	家具の転倒等	313 人
	火災	14 人
	土砂災害	7 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	48,839 人	
要因別	避難所内	24,419 人
	避難所外	24,419 人

※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。
※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

4-1 1. 山梨県の被害想定（（参考）首都直下地震M8（相模トラフ））



※液状化危険度はあくまでも予測結果であることに留意が必要です。

○ 震源断層に近い県東部の揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の強い揺れが想定されます。

建物被害（全壊・全焼）	27,085 棟	
要因別	揺れ	13,659 棟
	火災	12,160 棟
	液状化	1,132 棟
	土砂災害	134 棟
人的被害（死者）	1,044 人	
要因別	揺れ	761 人
	火災	250 人
	家具の転倒等	21 人
	土砂災害	11 人
人的被害（負傷者）	4,613 人	
要因別	揺れ	4,080 人
	家具の転倒等	351 人
	火災	167 人
	土砂災害	14 人
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0 人
	屋外転倒物・落下物	0 人
避難者（1週間後）	53,443 人	
要因別	避難所内	26,721 人
	避難所外	26,721 人

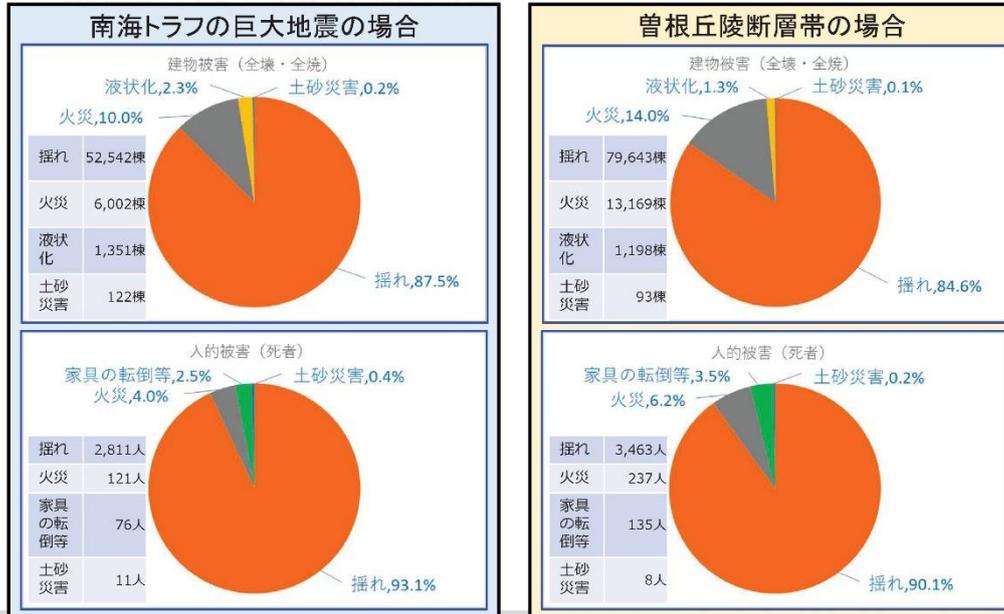
※建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合があります。

5. 防災施策による被害低減効果

5-1. 建物被害・人的被害の要因別内訳

- 大きな被害が想定される南海トラフの巨大地震と曾根丘陵断層帯の地震を対象としました。
- 建物被害の要因別内訳(上段)と人的被害の要因別内訳(下段)を示します。主たる被害の要因は揺れによって発生するものです。



21

5-2. 建物の耐震化による被害低減効果

- 建物の耐震化※により建物被害(全壊棟数)を**大幅に低減**することができ、それにより建物被害に伴う**死者発生をゼロ**に近づけることができます。

➡耐震診断により自宅の状況を把握し、必要に応じて耐震改修を行きましょう。



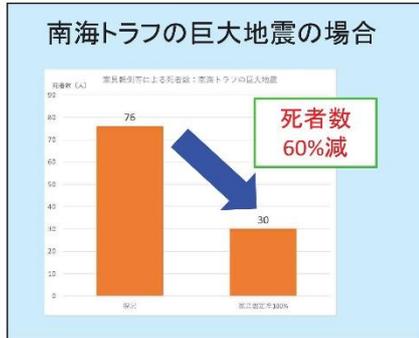
※建物の耐震化とは、建物について新耐震基準を満たすようにすることであり、既存の建物の耐震補強や古い建物の建て替え等を行うことです。なお、この新耐震基準とは、昭和56(1981)年6月1日から施行された建築基準法に基づく耐震基準のことであり、木造住宅については、震度6強から7の大地震であっても倒壊・崩壊するおそれがないことと定められています。(国土交通省:建築基準法の耐震基準の概要より)

※本想定では、新耐震基準の建物では人命にかかわるような致命的な破壊には至らず、例えば被害を受けたとしても時間的猶予などがあることから、死者は発生しないとみなしています。

22

5-3. 家具固定による被害低減効果（人的被害）

- 家具固定※1を進めることにより人的被害(死者数)を**半数以上低減**することができます。
 → 揺れなどで家具の転倒や落下が起きないように、しっかりと固定しましょう。
 また、寝室などの生活空間にできるだけ家具類を置かないようにしましょう。



※1 家具固定とは、地震に備えてダンス、本棚、食器棚などの収納家具や、冷蔵庫、テレビなどの家電品、その他の重量物の固定し転倒・落下等を防止することです。

建物が揺れによって壊れないようにすることで落下物等※2を防ぎ、被害をより低減することができます。耐震診断により自宅の状況を把握し、必要に応じて耐震改修を行いましょう。

※2 建物が壊れないようにすることで、天井パネルや壁材、ガラスなどの落下物等を防ぐことができます。

5-4. 初期消火率向上による被害低減効果

- 住民による初期消火率※を向上させることによって、火災被害(全焼棟数)を**低減**ことができ、それにより人的被害(死者数)も**低減**することができます。
 → 地域の防災訓練等で行われる消火訓練に積極的に参加をしましょう。
 建物が壊れると初期消火活動ができなくなります。耐震診断により自宅の状況を把握し、必要に応じて耐震改修を行いましょう。



※ 初期消火とは、出火間もない状態で居住者や隣人等が水や消火器などを用的に消火のことです。初期消火によって火災が消止められる＝消火が成功する割合のことを初期消火率といいます。

6. 災害シナリオ

25

6-1. 災害シナリオについて

- ・ 災害シナリオは、災害発生時の状況を想像し、取るべき対応や事前にどのような備えが必要か気づいてもらえるよう作成しました。
- ・ 地震発生後の全体像を把握するため、様々な被害の様相やそれに対応する対策、復旧状況等について、時系列的にまとめました。
- ・ 特に、県内に広範囲な影響を及ぼす南海トラフの巨大地震を対象として、自宅にいない人が多い夏12時風速8m/秒のケースと、建物被害(全壊・全焼棟数)が最も大きい冬18時風速8m/秒のケースで作成しました。
- ・ 各災害シナリオでは、発災から1年後までをシナリオ化しました。
 縦軸: 自然現象と物的被害
 横軸: 地震発生後の時間経過
- ・ 更により具体的なイメージを持っていただくため、例として「共働き世帯」、「単身高齢者世帯」を想定した災害シナリオを作成しました。

災害シナリオの位置づけ(被害想定との違い)

	被害想定	災害シナリオ
検討対象	・ 被害	・ 被害 ・ 対応
検討内容	・ 想定地震ごとの被害量(定量)	・ 時間的な変化(定性+定量)
検討フェーズ	・ 発災直後のある時点	・ 発災直後～復旧期
検討意義	・ 被害の最大量を把握し、それに対応できる対策を検討することが、地震対策において最も重要な考え方の一つです。	・ 時系列の変化の把握により、地震時の対応計画の実効性検証や防災機関等の連携の検討が可能となります。

26

6-2. 災害シナリオ：南海トラフの巨大地震（東側ケース）（夏12時風速8m）①

災害・建物被害・人的被害・ライフライン被害の災害シナリオ

項目	被害想定	発生時	～1週間後	～6週間後	～半年後	～1日後	～7日後	～14日後	～1ヵ月後	～3ヵ月後	～半年後	～1年後	備考	
① 避難者・避難所等	<p>【概要】</p> <p>死者・重傷者（救助困難者）約10万人 軽傷者約100万人 避難者約1,000万人 避難所約100万箇所 避難所収容率約10%</p>	<p>○地震発生</p> <p>○発生直後～1週間：各地に発生直後避難者（死者・重傷者）の発生 ○発生直後～1週間：各地に発生直後避難者（死者・重傷者）の発生 ○発生直後～1週間：各地に発生直後避難者（死者・重傷者）の発生</p>												
② 建物被害		<p>○建築物の倒壊・損傷 ○建築物の倒壊・損傷 ○建築物の倒壊・損傷</p>												
③ 人的被害														
④ ライフライン被害														

6-3. 災害シナリオ：南海トラフの巨大地震（東側ケース）（夏12時風速8m）②

交通施設被害・災害応急体制・医療機関・避難所・物資の災害シナリオ

項目	被害想定	発生時	～1週間後	～6週間後	～半年後	～1日後	～7日後	～14日後	～1ヵ月後	～3ヵ月後	～半年後	～1年後	備考	
① 交通施設被害	<p>【概要】</p> <p>道路約100万箇所 鉄道約100万箇所 航空機約100万機</p>	<p>○道路の被害 ○道路の被害 ○道路の被害</p>												
② 災害応急体制														
③ 医療機関														
④ 避難所														
⑤ 物資														

6-4. 災害シナリオ：南海トラフの巨大地震（東側ケース）（冬18時風速8m）①

災害・建物被害・人的被害・ライフライン被害の災害シナリオ

項目	被害想定	～1週間前後	～2週間後	～半日後	～1日後	～7日後	～14日後	～1ヵ月後～3ヵ月後	～半年後	～1年後	備考
（避難者、被災者）	【避難者】 想定1：被災1市（東海や中部地方の一部）の約10万人 【被害者】 想定1：約10万人の被害想定（1月～3月、10月～12月）	○被害発生 ○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生								
建物被害	【建物被害】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	
人的被害	【人的被害】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	
ライフライン被害	【ライフライン被害】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	○被害発生 ○被害発生	

6-5. 災害シナリオ：南海トラフの巨大地震（東側ケース）（冬18時風速8m）②

交通施設被害・災害応急体制・医療機関・避難所・物資の災害シナリオ

項目	被害想定	～1週間前後	～2週間後	～半日後	～1日後	～7日後	～14日後	～1ヵ月後～3ヵ月後	～半年後	～1年後	備考
交通施設被害	【交通施設被害】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生									
災害応急体制	【災害応急体制】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生									
医療機関	【医療機関】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生									
避難所	【避難所】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生									
物資	【物資】 想定1：約10万人の被害想定 想定2：約10万人の被害想定 想定3：約10万人の被害想定	○被害発生 ○被害発生									

中央市地域防災計画

発行日 令和7年7月
発行 山梨県 中央市

〒409-3892
山梨県中央市臼井阿原 301-1
TEL 055-274-8519
FAX 055-274-7130

企画・編集 中央市総務部
危機管理課
